

第7期野洲市障がい福祉計画・
第3期野洲市障がい児福祉計画

令和6年3月
野洲市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	4
1 障がい者等の推移.....	4
2 障害福祉サービス提供事業所アンケート調査.....	19
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	26
1 計画の基本方針.....	26
2 第7期野洲市障がい福祉計画における数値目標.....	27
3 第3期野洲市障がい児福祉計画における数値目標.....	35
4 障害福祉サービスの見込量と方策.....	37
5 地域生活支援事業の見込量と方策.....	43
6 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの見込量と方策.....	49
第4章 計画の推進.....	50
1 庁内の推進体制の整備.....	50
2 計画の点検・管理体制.....	50
3 県及び近隣市町との調整・協力.....	50
資料編.....	51
1 野洲市障がい者基本計画等策定委員会規則.....	51
2 野洲市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿.....	52
3 野洲市障がい者基本計画等庁内検討委員会設置要綱.....	53
4 野洲市障がい者自立支援協議会設置要綱.....	56
5 計画策定の経過.....	58

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

「障害」という文語表現については、障がいのある人の思いを大切にすることとあわせ、市民の理解を深めていくためには読み手側が受け入れやすい表現であることが大切と考え、本市では使用しています。この計画においても、人や人の状態を表す場合等に「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例等に基づく制度や固有名称等は、「障害」及び「障害者」という表記をしています。

持続可能な障がい者を取り巻く環境づくり

SDGsは（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない Leave no one behind」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールの中には、障がいのある人を取りまく環境に関連したものがああります。

これらのゴールを関係各機関との間で共通認識として持つことで計画の具体化し、より一層の連携を深め、より良いまちづくりを進めます。



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化や核家族化が進み、また、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化し、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)を施行し、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた施策の展開が進められています。

本市においても、「障害者基本法」に基づき「第2次野洲市障がい者基本計画」を令和3年3月に策定し、「誰もがともに地域で生きいきと暮らすことができるまち」の基本理念のもと、障がいのある人やその家族だけでなく、市民、企業、事業者や行政などが自らの課題として障害を認識し、それぞれが連携・協力して、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉施策を総合的に推進してきました。また、障がいのある人の生活支援として「第6期野洲市障がい福祉計画」「第2期野洲市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業や児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

このたび、「第6期野洲市障がい福祉計画」「第2期野洲市障がい児福祉計画」の期間が終了するにあたり、これまでの取組成果や課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障害福祉施策を踏まえ、「第7期野洲市障がい福祉計画」「第3期野洲市障がい児福祉計画」を策定します。

【最近の障害福祉施策の主な動き】

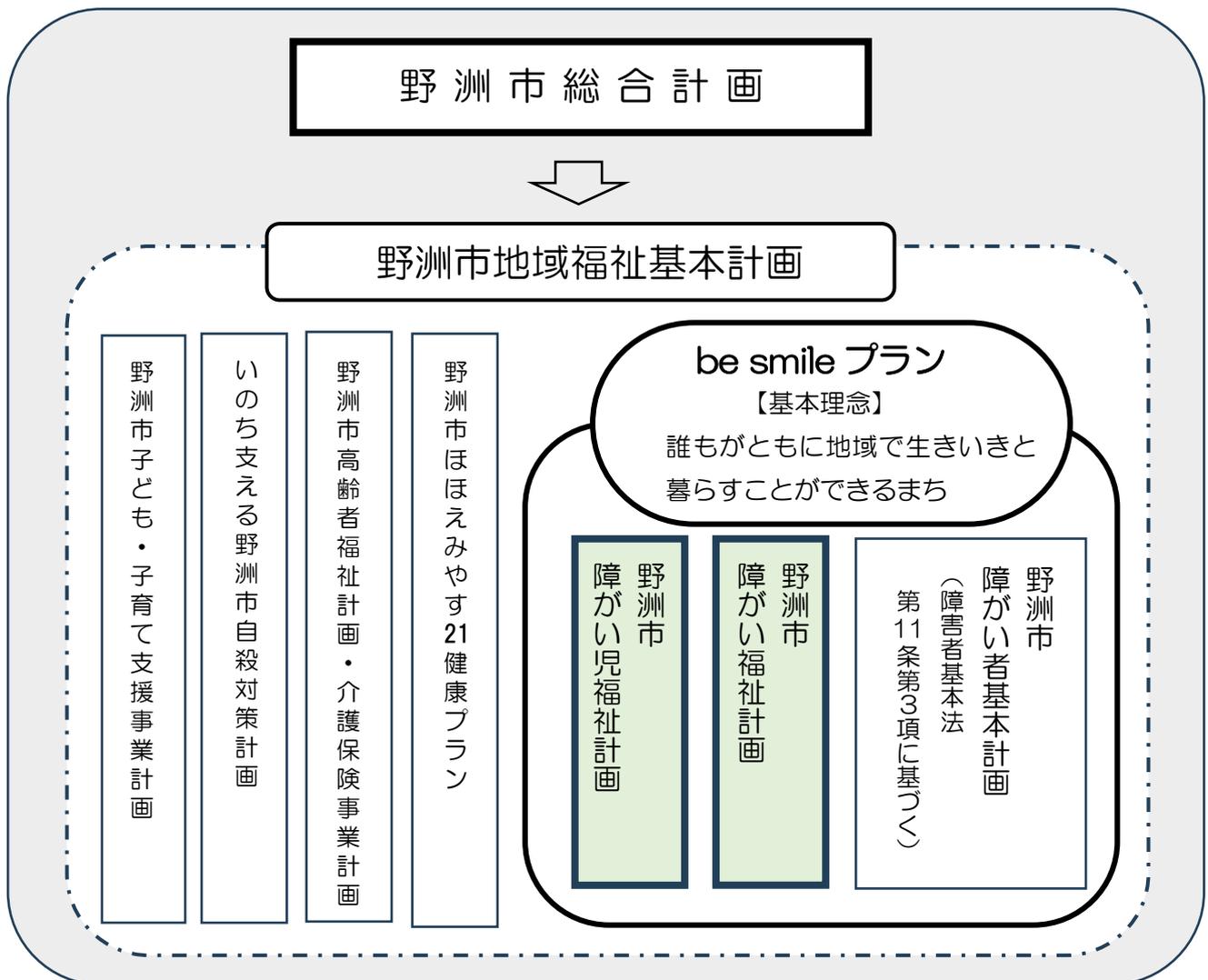
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和6年4月1日施行)
<ul style="list-style-type: none">・グループホームに一人暮らし等を希望する人への支援、相談を明記・精神保健に関する相談支援に精神保健に課題を抱える者も対象に拡大・就労選択支援の創設・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化・等
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 (令和6年4月1日施行)
<ul style="list-style-type: none">・事業者の合理的配慮の提供を努力義務から義務に改める
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (令和4年5月25日施行)
<ul style="list-style-type: none">・障害の種類・程度に応じた手段の選択ができる・日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができる・障がい者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できる・高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月1日施行)
<ul style="list-style-type: none">・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援

2 計画の位置づけ

野洲市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第 88 条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものであることから、野洲市障がい者基本計画の中の生活支援にかかる実施計画的な位置づけのものとして、整合性をもって推進します。

野洲市障がい児福祉計画は、「児童福祉法」（第33条の20第1項）により、国の定める基本指針に即して定めるものとされています。また、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるようになっており、本市では一体的に作成をしています。

本計画は、「野洲市総合計画」を最上位計画、「野洲市地域福祉基本計画」を上位計画として、「野洲市ほほえみやす21健康プラン」、「野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「野洲市子ども・子育て支援事業計画」、「いのち支える野洲市自殺対策計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・防災・就労など関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

「第7期野州市障がい福祉計画・第3期野州市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度の3年を計画期間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者基本計画	第2次計画					
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

4 計画の策定体制

(1) 野州市障がい者基本計画等策定委員会の開催

本計画の策定は、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民の代表、行政関係者で構成する「野州市障がい者基本計画等策定委員会」を設置し、計画内容について検討・協議を行いました。

(2) 野州市障がい者基本計画等庁内検討委員会の開催

庁内関係部署に計画内容について意見を聴取しました。

(3) 野州市障がい者自立支援協議会（障がい福祉計画部会）の開催

野州市障がい者自立支援協議会（障がい福祉計画部会）に計画内容について意見を聴取しました。

(4) 障害福祉サービス提供事業所アンケート調査の実施

障害福祉サービス見込量を算出するための基礎資料とするため、市内の障害福祉サービス事業所にアンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの募集

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をより良いものにするため、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聴きするため、ホームページ、市情報公開コーナー及び障がい者自立支援課窓口等において、計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

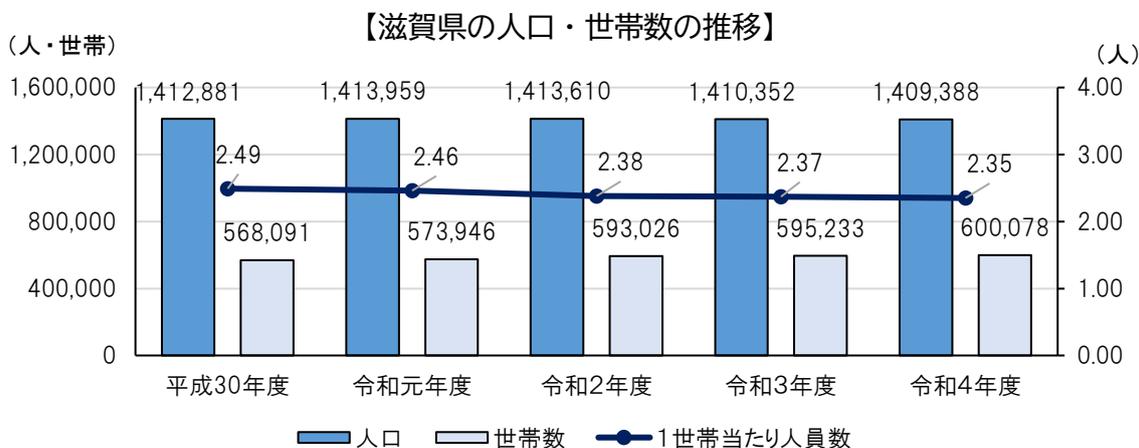
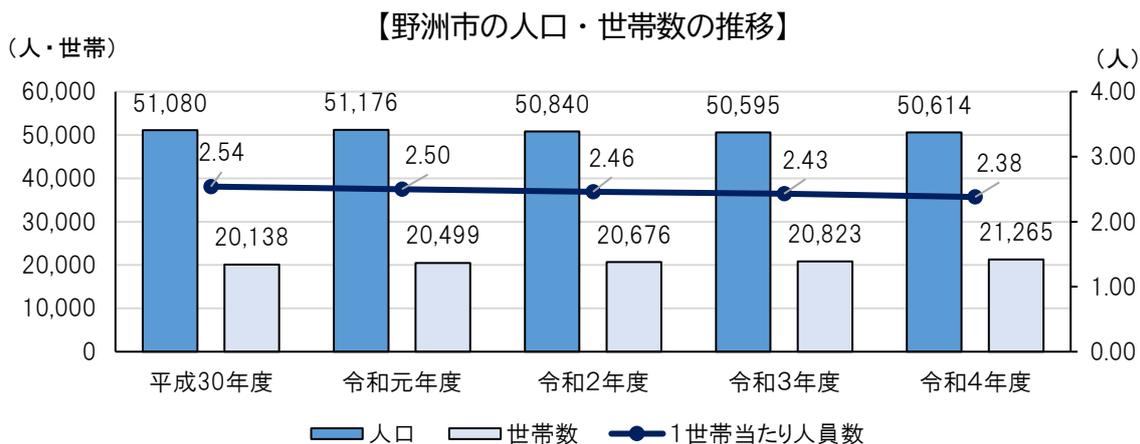
1 障がい者等の推移

(1) 人口・世帯数の推移

本市においては、人口は増減を繰り返していますが、世帯数は増加し続けています。そのため、1世帯当たり人員数は減少し続けています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
野洲市	人口	51,080	51,176	50,840	50,595	50,614
	世帯数	20,138	20,499	20,676	20,823	21,265
	1世帯当たり人員数	2.54	2.50	2.46	2.43	2.38
滋賀県	人口	1,412,881	1,413,959	1,413,610	1,410,352	1,409,388
	世帯数	568,091	573,946	593,026	595,233	600,078
	1世帯当たり人員数	2.49	2.46	2.38	2.37	2.35

資料：住民基本台帳、人口世帯集計表（各年度末）、滋賀県推計人口年報（各年度10月1日現在）



(2) 障がい者等の状況

①身体障がいのある人

本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度において微増しましたが、令和3年度以降は減少傾向にあります。

滋賀県においては、令和元年度以降減少し続けています。

等級別でみると、本市も滋賀県も重度である『1級』に該当する人が一番多くなっています。

【野洲市の等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

野洲市	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	535	523	528	544	530
2級	236	229	223	221	216
3級	269	279	274	275	269
4級	360	352	352	348	340
5級	139	136	139	110	102
6級	83	84	94	98	93
合計	1,622	1,603	1,610	1,596	1,550

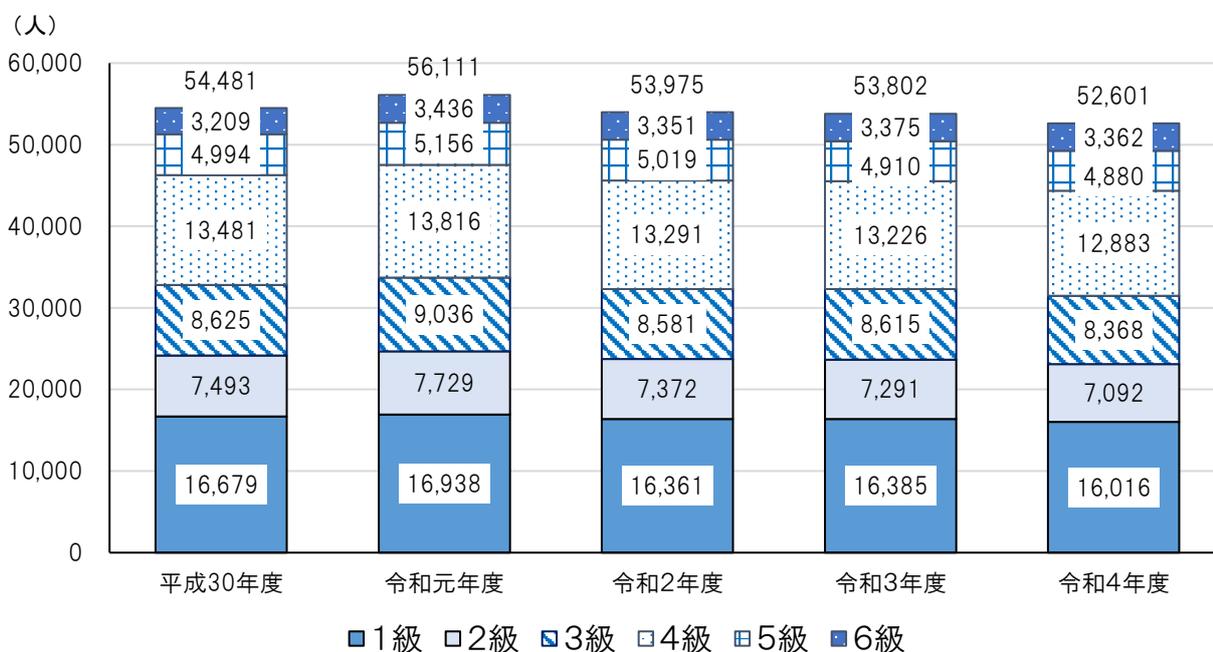
資料：福祉行政報告例（各年度末現在）



【滋賀県の等級別身体障害者手帳所持者数の推移】

滋賀県	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	16,679	16,938	16,361	16,385	16,016
2級	7,493	7,729	7,372	7,291	7,092
3級	8,625	9,036	8,581	8,615	8,368
4級	13,481	13,816	13,291	13,226	12,883
5級	4,994	5,156	5,019	4,910	4,880
6級	3,209	3,436	3,351	3,375	3,362
合計	54,481	56,111	53,975	53,802	52,601

資料：滋賀県障害福祉課（各年度末現在）

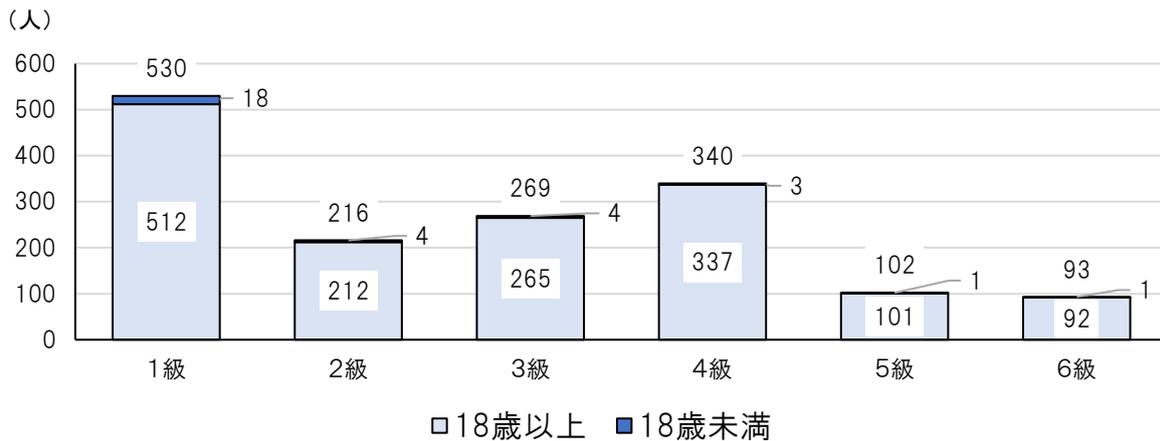


身体障がいのある人を年齢別にみると、18歳以上が大半を占めています。

【野洲市の身体障害者手帳の年齢別・等級別所持者数（令和4年度）】

野洲市	1級	2級	3級	4級	5級	6級
18歳以上	512	212	265	337	101	92
18歳未満	18	4	4	3	1	1
合計	530	216	269	340	102	93

資料：福祉行政報告例

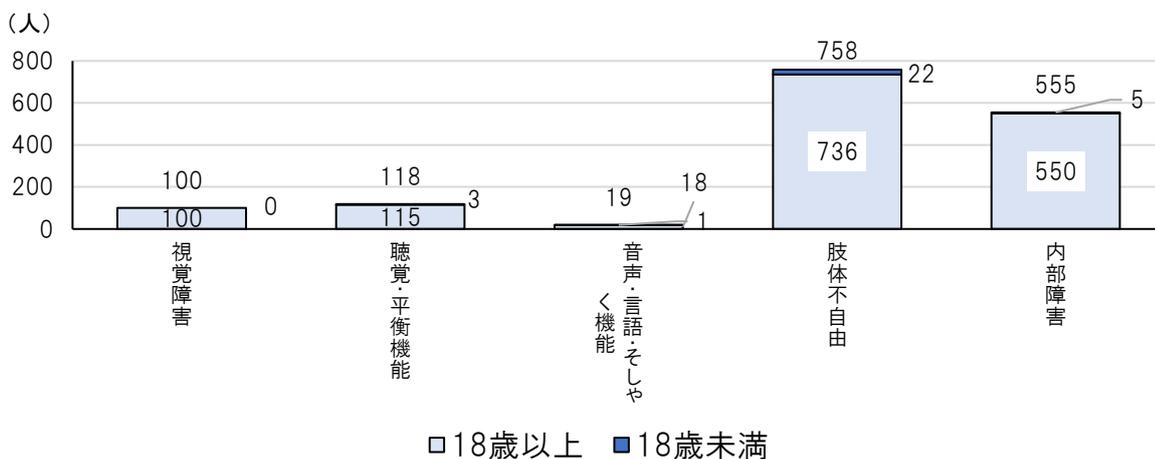


障害内容では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

【野洲市の身体障害者手帳の障害内容・年齢別所持者数（令和4年度）】

野洲市	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障害
18歳以上	100	115	18	736	550
18歳未満	0	3	1	22	5
合計	100	118	19	758	555

資料：福祉行政報告例



②知的障がいのある人

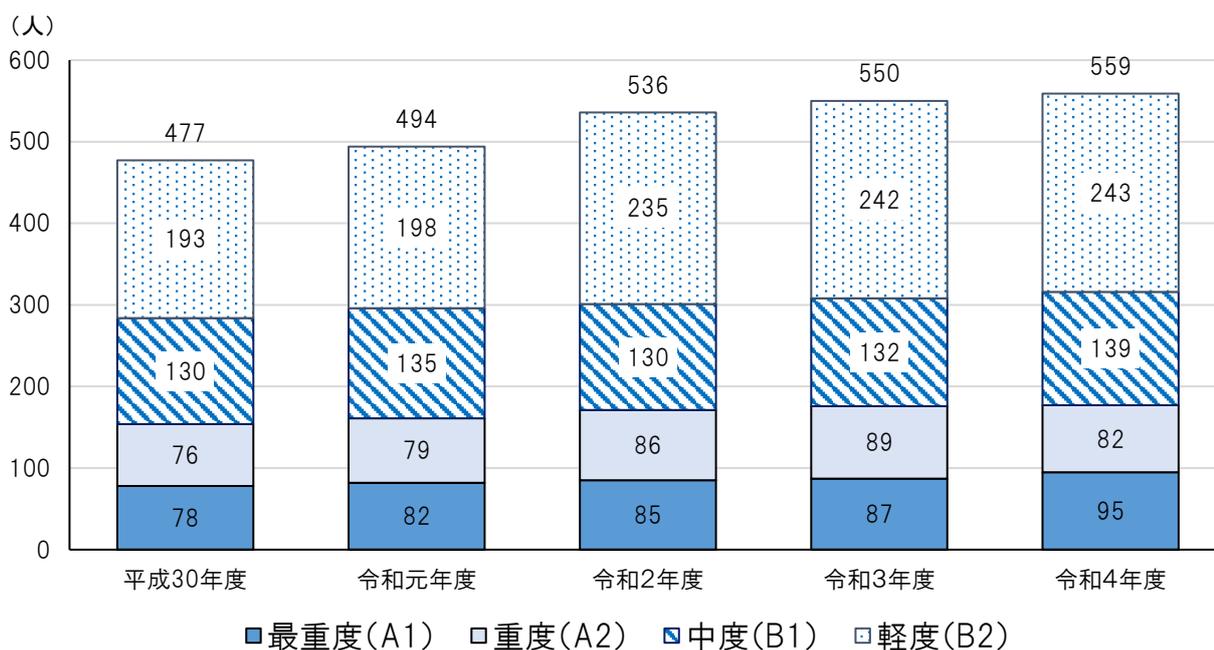
本市の療育手帳所持者数の推移をみると、知的障がいのある人は年々増加しており、『軽度（B2）』に該当する人が最も多くなっています。

滋賀県においても、知的障がいのある人は増加傾向にあり、特に令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加しています。

【野洲市の療育手帳所持者数の推移】

野洲市	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度(A1)	78	82	85	87	95
重度(A2)	76	79	86	89	82
中度(B1)	130	135	130	132	139
軽度(B2)	193	198	235	242	243
合計	477	494	536	550	559

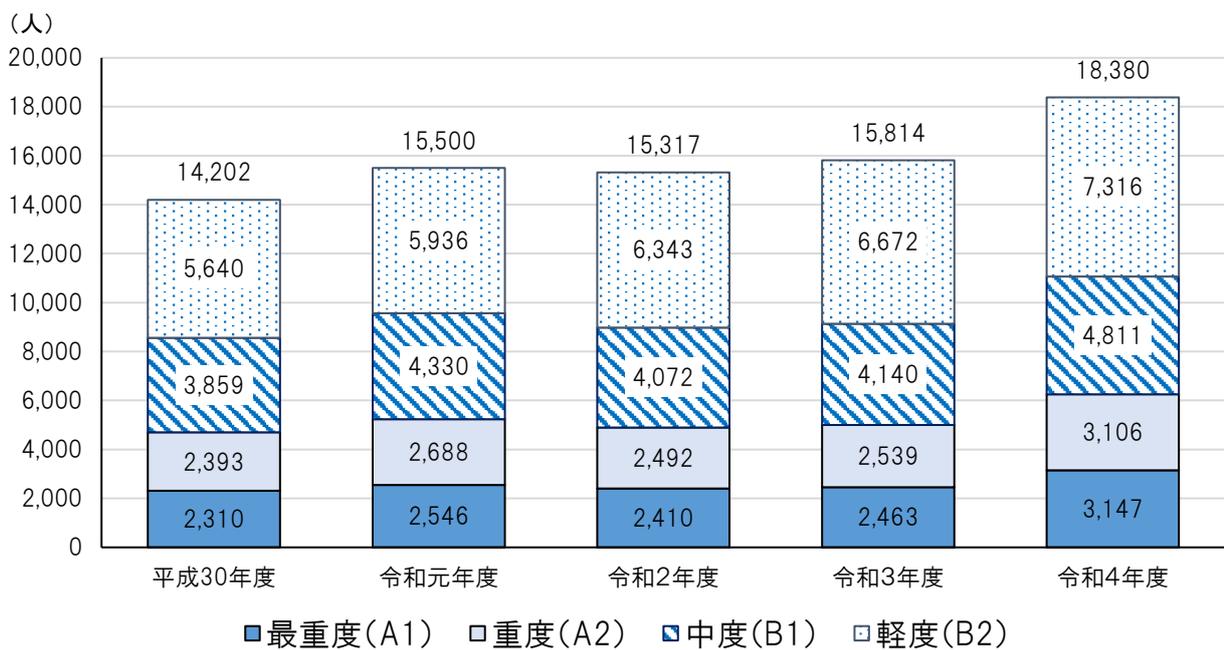
資料：福祉行政報告例（各年度未現在）



【滋賀県の療育手帳所持者数の推移】

滋賀県	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度(A1)	2,310	2,546	2,410	2,463	3,147
重度(A2)	2,393	2,688	2,492	2,539	3,106
中度(B1)	3,859	4,330	4,072	4,140	4,811
軽度(B2)	5,640	5,936	6,343	6,672	7,316
合計	14,202	15,500	15,317	15,814	18,380

資料：滋賀県障害福祉課（各年度末現在）

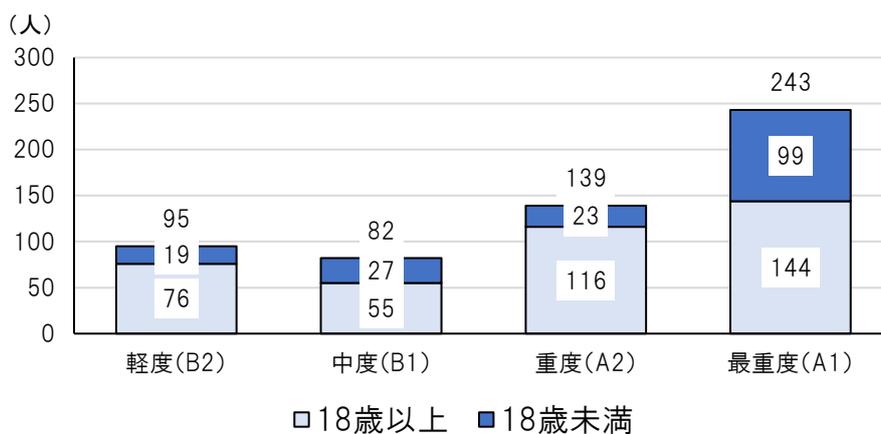


知的障がいのある人を年齢別と等級別で見ると、18歳以上、18歳未満のいずれも『軽度(B2)』が最も多くなっています。

【野洲市の年齢別・等級別療育手帳所持者数（令和4年度）】

野洲市	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)
18歳以上	76	55	116	144
18歳未満	19	27	23	99
合計	95	82	139	243

資料：福祉行政報告例



③精神障がいのある人

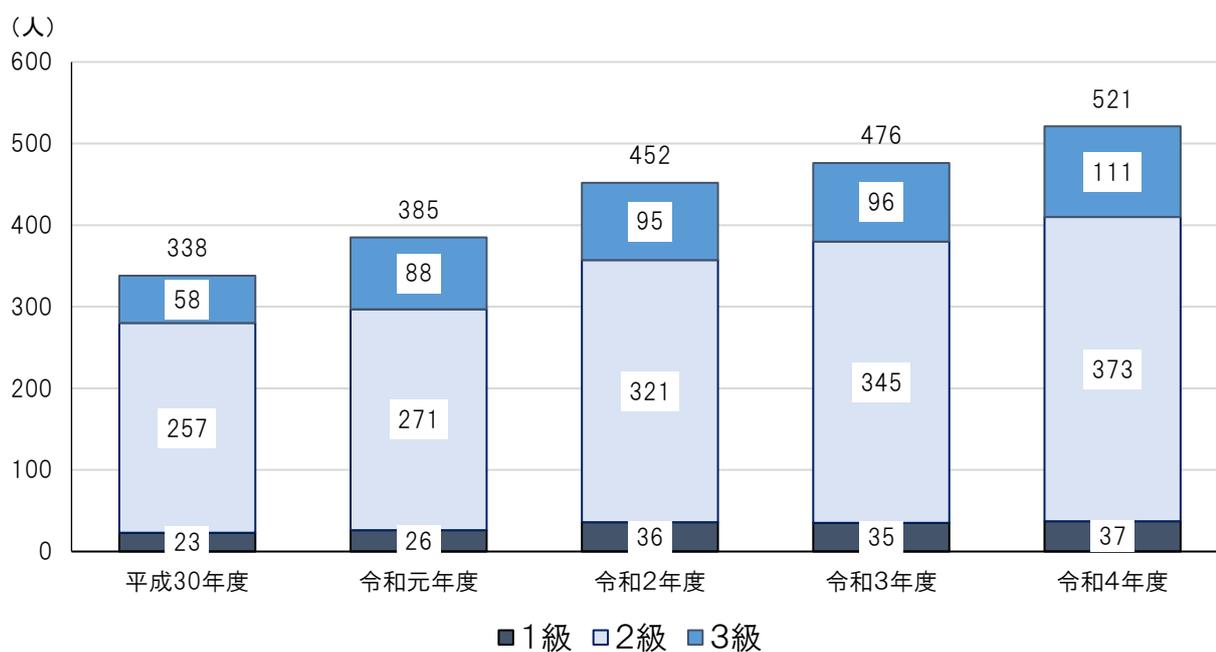
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、精神障がいのある人は年々増加しており、『2級』に該当する人が最も多くなっています。

滋賀県においても、精神障がいのある人は年々増加しています。

【野洲市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

野洲市	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	23	26	36	35	37
2級	257	271	321	345	373
3級	58	88	95	96	111
合計	338	385	452	476	521

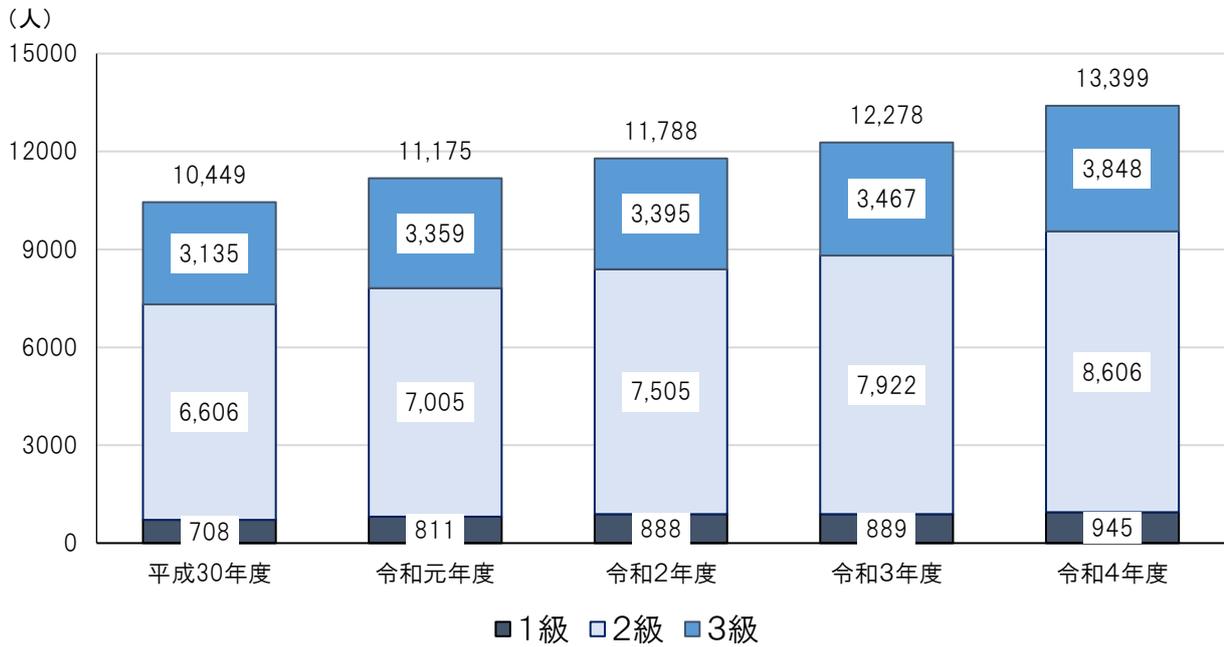
資料：滋賀県立精神保健福祉センター（各年度末現在）



【滋賀県の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

滋賀県	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	708	811	888	889	945
2級	6,606	7,005	7,505	7,922	8,606
3級	3,135	3,359	3,395	3,467	3,848
合計	10,449	11,175	11,788	12,278	13,399

資料：滋賀県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

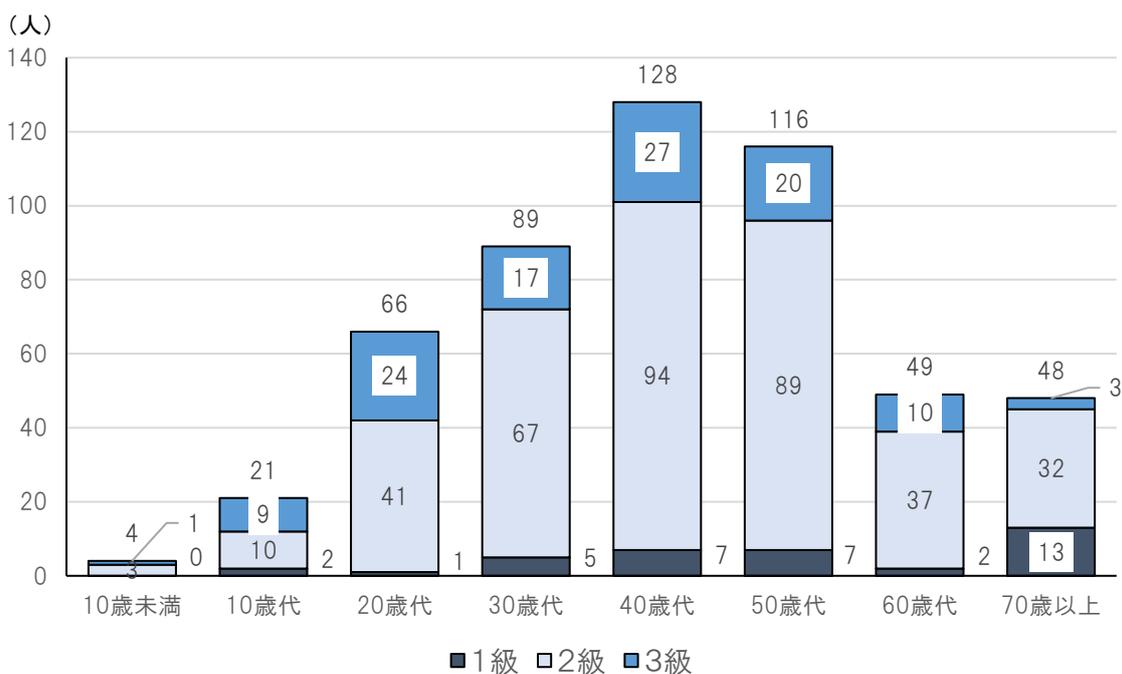


精神障がいのある人を年代別にみると、40歳代が128人と最も多くなっています。
 また、等級別では、最も重度である『1級』については、70歳以上が13人と最も多くなっています。

【野洲市の年代別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和4年度）】

野洲市	1級	2級	3級	合計
10歳未満	0	3	1	4
10歳代	2	10	9	21
20歳代	1	41	24	66
30歳代	5	67	17	89
40歳代	7	94	27	128
50歳代	7	89	20	116
60歳代	2	37	10	49
70歳以上	13	32	3	48

資料：滋賀県立精神保健福祉センター



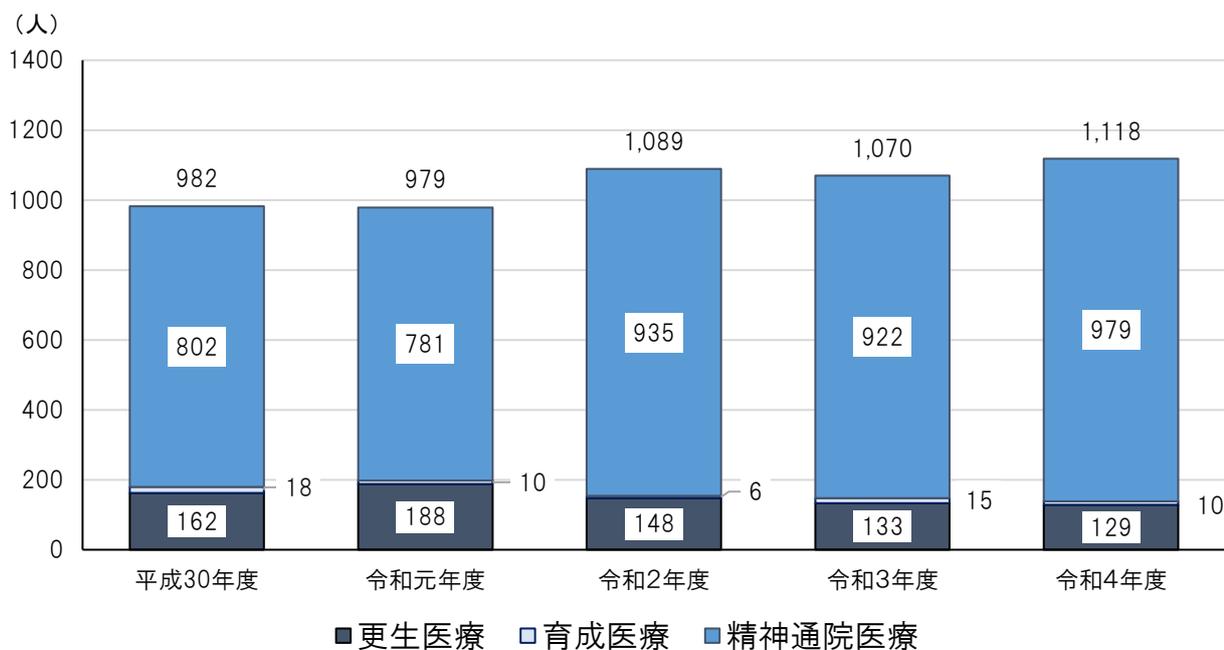
④自立支援医療の状況

本市の自立支援医療費受給者数の推移をみると、「更生医療」については令和2年度以降減少傾向にあり、「育成医療」と「精神通院医療」については増減を繰り返しています。

【野洲市の自立支援医療受給者数の推移】

野洲市	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	162	188	148	133	129
育成医療	18	10	6	15	10
精神通院医療	802	781	935	922	979
合計	982	979	1,089	1,070	1,118

資料：障がい者自立支援課、県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

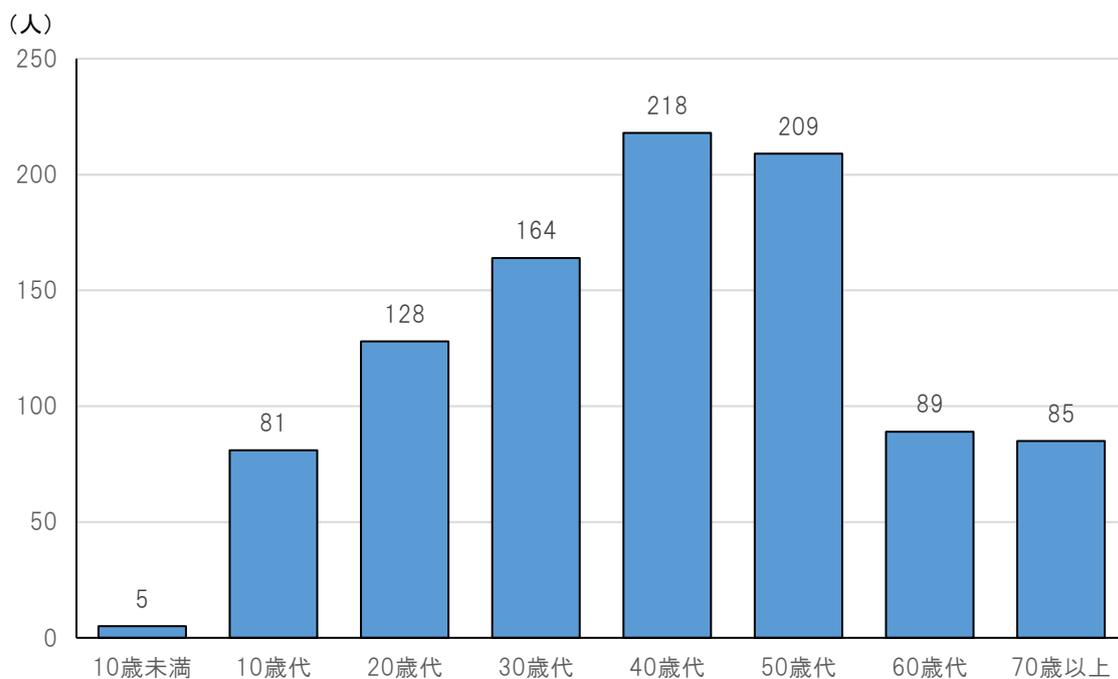


自立支援医療受給者（精神通院医療）は、40歳代が218人と最も多く、60歳代以降大幅に減少しています。

【野洲市の年代別（精神通院医療）受給者数（令和4年度）】

野洲市	自立支援医療受給者
10歳未満	5
10歳代	81
20歳代	128
30歳代	164
40歳代	218
50歳代	209
60歳代	89
70歳以上	85

資料：県立精神保健福祉センター



⑤難病患者の状況

難病については、国より医療費助成対象疾病が指定されており、その数は増えています。

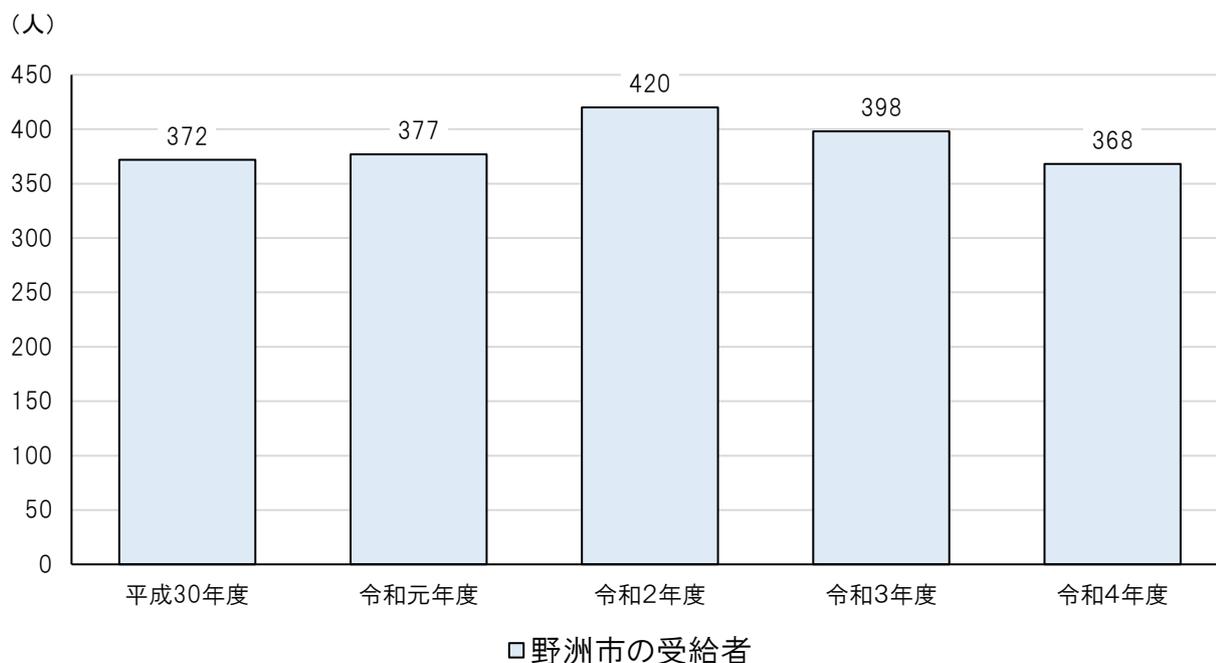
本市の指定難病医療受給者数の推移をみると、令和3年度以降減少に転じています。

一方で滋賀県の指定難病医療受給者数は令和3年度で減少しているものの増加傾向にあります。

【野洲市と滋賀県の指定難病医療受給者数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
野洲市の受給者	372	377	420	398	368
滋賀県の受給者	10,256	10,566	11,920	11,527	12,058
国の助成対象疾病数	331	333	333	338	338

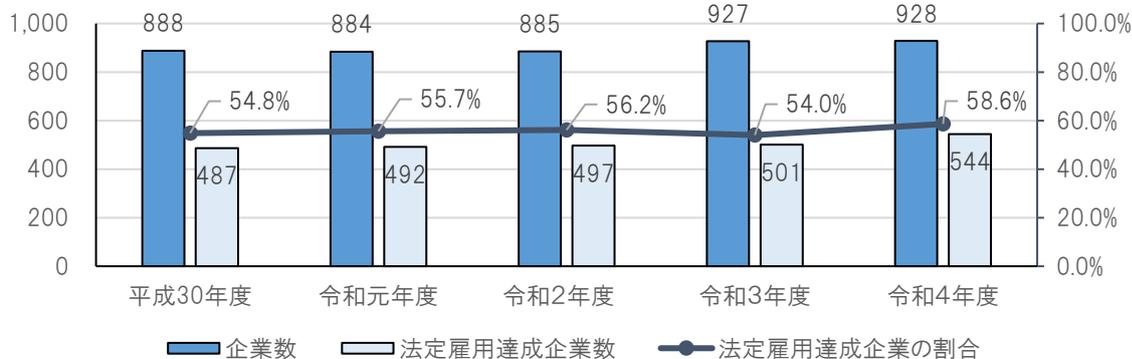
資料：滋賀県草津保健所（各年度末現在）



(3) 就労の状況

①滋賀県の法定雇用率達成企業の推移

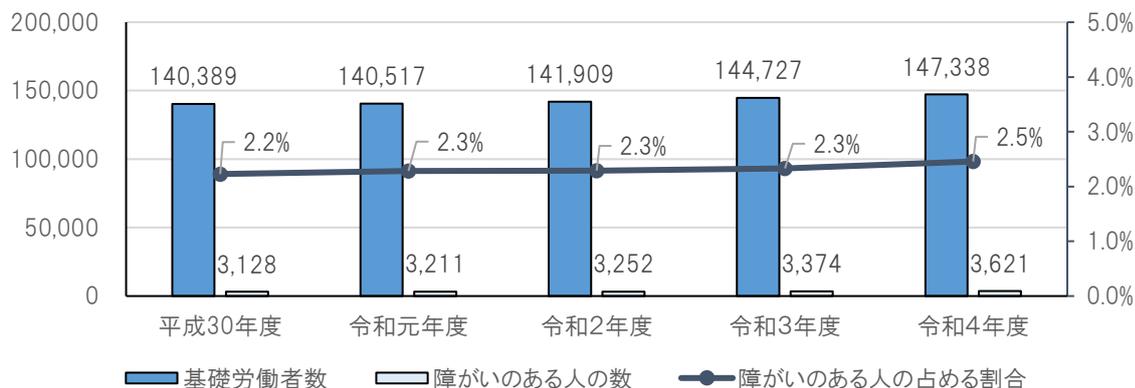
滋賀県の企業数とそのうちの法定雇用達成企業数は増加傾向にあります。企業数に占める法定雇用達成企業の割合は、令和4年度には58.6%と最も高くなっています。



資料:草津公共職業安定所

②滋賀県の障がいのある人の実雇用者数の推移

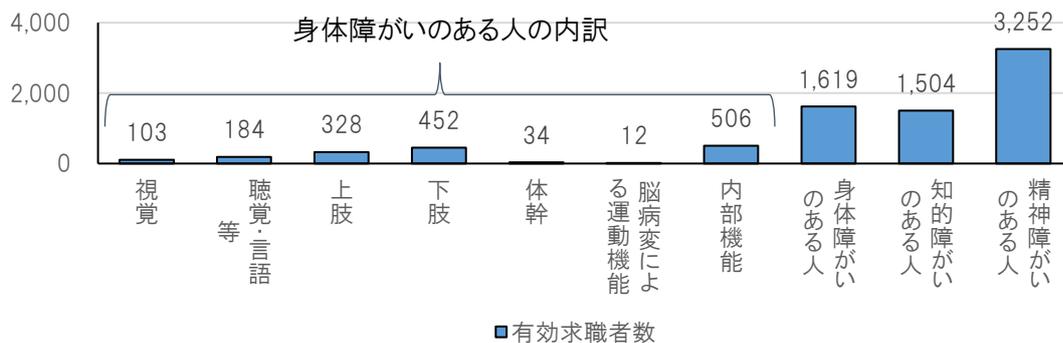
滋賀県の基礎労働者数は年々増加しており、障がいのある人の実雇用者数も増加しています。



資料:草津公共職業安定所

③草津公共職業安定所に登録している人の障害別の状況（令和5年3月31日現在）

草津公共職業安定所に登録している障がいのある人は、精神障がいのある人が最も多くなっています。



資料:草津公共職業安定所

④草津公共職業安定所管内の障害別の雇用状況の推移

草津所管内の新規求職申込件数は全体では増加傾向にあり、その中でも精神障がいの人件数は年々増加しています。

また、就職件数についても、全体では増加傾向にあり、知的障がいのある人の件数は年々増加しています。

草津所管内	種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減 (令和2年度比)
新規求職申込数 (件)	全体	492	478	542	50
	身体障害	149	111	146	▲3
	知的障害	112	104	123	11
	精神障害	231	263	273	42
就職件数 (件)	全体	212	266	261	49
	身体障害	48	53	51	3
	知的障害	64	86	90	26
	精神障害	100	127	120	20
新規登録者数 (人)	全体	190	216	234	44
	身体障害	57	51	61	4
	知的障害	42	43	52	10
	精神障害	91	122	121	30
有効求職者数 (人)	全体	4,941	5,693	6,381	1,440
	身体障害	1,651	1,857	1,625	▲26
	知的障害	1,163	1,240	1,504	341
	精神障害	2,127	2,596	3,252	1,125
就職中の人 (人)	全体	18,825	19,812	20,606	1,781
	身体障害	8,118	8,198	8,394	276
	知的障害	6,629	7,038	7,084	455
	精神障害	4,078	4,576	5,128	1,050
保留中の人 (人)	全体	17,353	18,250	19,108	1,755
	身体障害	8,583	8,904	9,498	915
	知的障害	3,209	3,392	3,536	327
	精神障害	5,561	5,954	6,074	513

資料：草津公共職業安定所（各年度末現在）

2 障害福祉サービス提供事業所アンケート調査

本計画の策定にあたり、市内の障害福祉サービス事業所のみなさんにアンケート調査を実施し、今後の障害福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向をお伺いしました。

以降に主要な結果について記しています。

【調査実施要項】

調査対象	回収数	調査期間	調査方法
市内の障害福祉サービス提供事業所	41件／50件	令和5年9月6日～9月27日	調査・回答ともメール

【調査結果の見方】

- ①図表中の「n (number of case)」は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。
- ②回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ③複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ④複数回答を依頼した質問には(複数回答あり)と記載しています。これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答(回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する)形式の設問です。
- ⑤図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- ⑥事業種別での分析の場合、複数の種類の事業を実施している事業所があるため、n数の合計値はアンケートを回答した事業所数41より多くなります。(例:共同生活援助と日中一時支援の事業を実施している場合、その事業所は、事業種別の分析で、居住系サービスと地域生活支援事業のそれぞれに含まれます。)

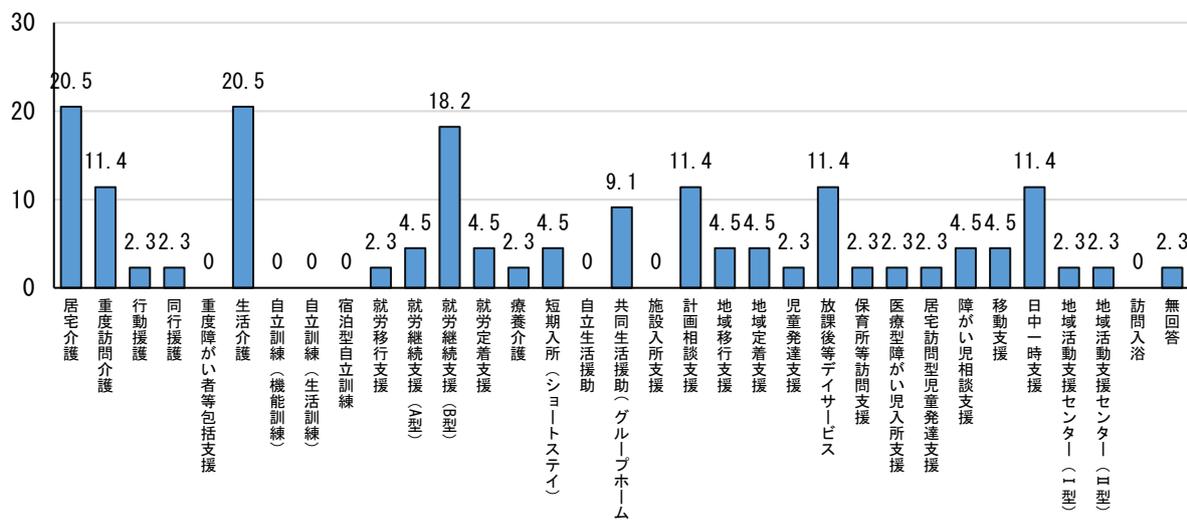
【用語解説】

設問(5)

- ・医療的ケアがある方…人工呼吸器や胃ろう等を使用し、障害に伴って日常的な生命の維持、健康状態の維持・改善のためにたん吸引や経管栄養等の医療行為を日常的に受ける方
- ・強度行動障がいのある方…自傷・他傷・こだわり・もの壊し・睡眠の乱れ・異食・多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こっているため、特別に配慮された支援が必要になる方

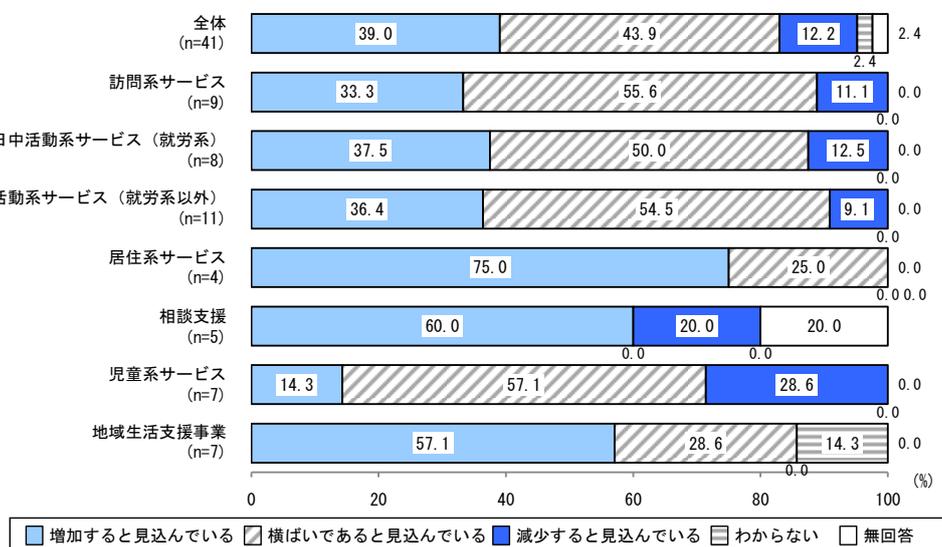
(1) 現在実施しているサービス（アンケート回答事業所・複数回答あり）

本市の事業所（アンケートに回答いただいた事業所）が実施しているサービスは、居宅介護と生活介護が同率で20.5%と最も高く、次いで就労継続支援B型が18.2%、重度訪問介護、計画相談支援、放課後等デイサービス、日中一時支援が同率で11.4%となっています。



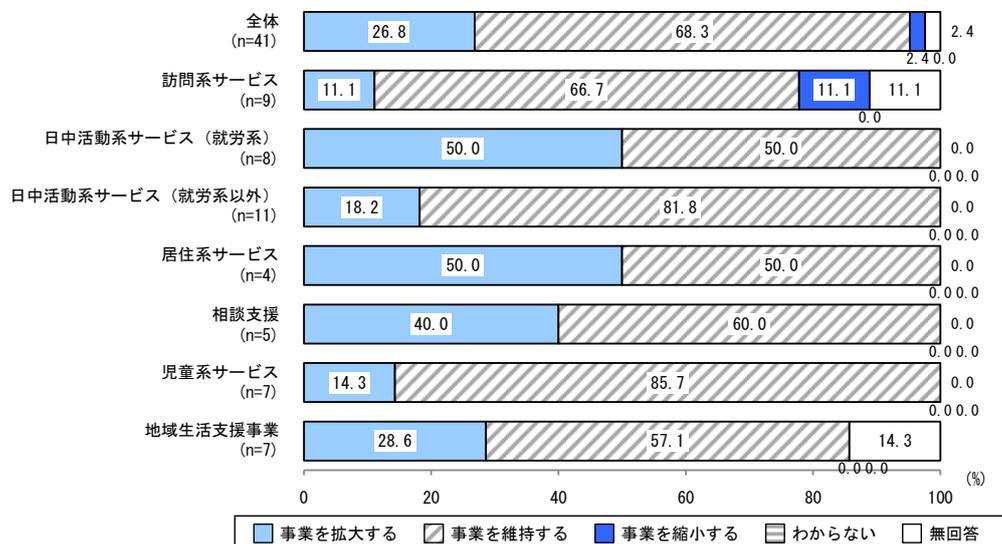
(2) サービス利用者の増減見込み（事業種別）

サービス利用者の増減見込みについて事業種別にみると、「増加すると見込んでいる」と高い割合で回答した事業は居住系サービスと相談支援と地域生活支援事業で、その他の事業は「横ばいであると見込んでいる」が高くなっています。



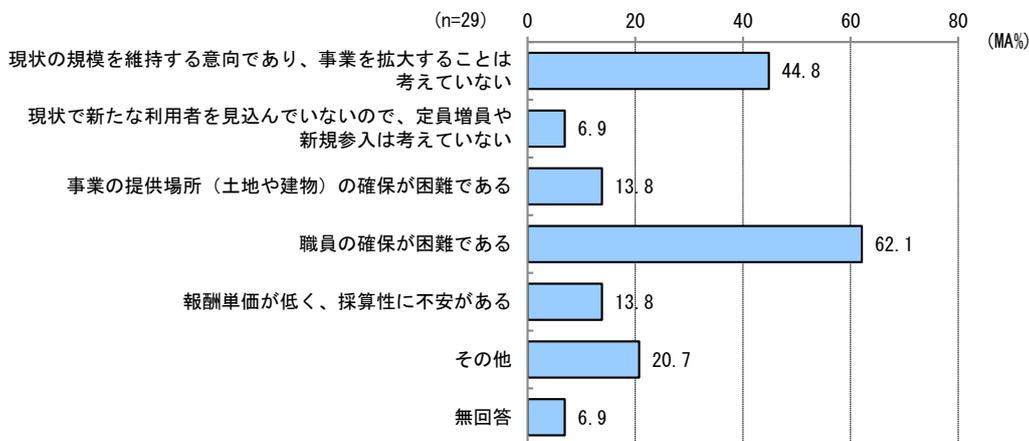
(3) 今後の事業方針（事業種別）

今後の事業方針について事業種別にみると、事業を維持する方針を持っている事業が目立ち、一方で、日中活動系サービス（就労系）、居住系サービス、相談支援は高い割合で事業を拡大する方針を持っています。



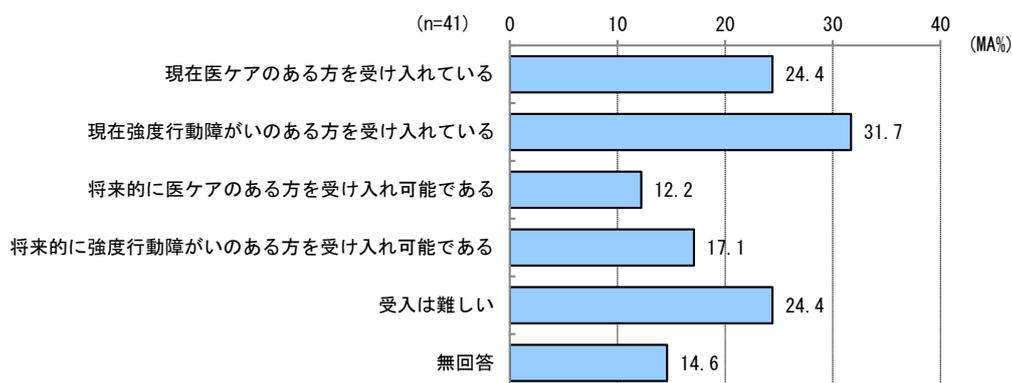
(4) 定員増員・新規参入をしない理由（複数回答あり）

定員増員・新規参入をしない主な理由として、「職員の確保が困難である」と「現状の規模を維持する意向であり、事業を拡大することは考えていない」が挙げられています。



(5) 医療的ケアがある方、強度行動障がいのある方の受入れ状況

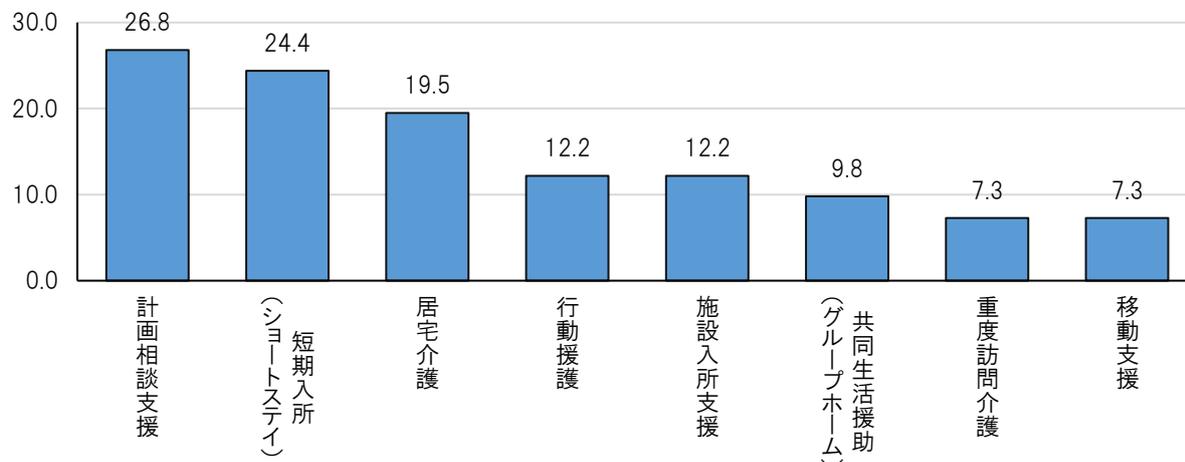
現在受け入れている、あるいは将来的に受け入れ可能と見込んでいる事業所は、いずれも強度行動障がいのある方よりも医療的ケアのある方が低くなっています。



(6) 野洲市で不足していると思うサービス（上位のみ掲載・複数回答あり）

野洲市で不足していると思うサービスについて上位8位をみると、計画相談支援が26.8%と最も高く、次いで短期入所（ショートステイ）が24.4%、居宅介護が19.5%となっています。

事業種別でみると、全ての事業で計画相談支援が上位3位に挙がっており、特に日中活動系サービス（就労系）事業所・居住系サービス事業所・相談支援事業所は1位となっています。

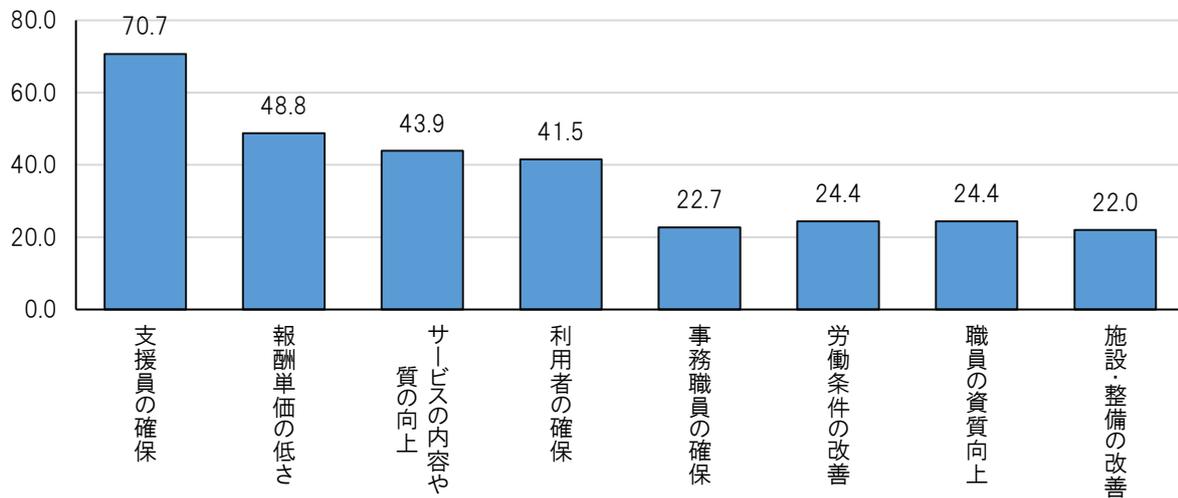


	1位	2位	3位
全体(n=41)	計画相談支援【26.8%】	短期入所(ショートステイ)【24.4%】	居宅介護【19.5%】
訪問系サービス事業所(n=9)	居宅介護 重度訪問介護 施設入所支援【22.2%】	短期入所(ショートステイ)・行動援護・同行援護 就労継続支援 B 型・計画相談支援・移動支援【11.1%】	
日中系サービス(就労系)事業所(n=8)	計画相談支援【50.0%】	短期入所(ショートステイ) 宿泊型自立訓練・共同生活援助(グループホーム)・地域移行支援・地域定着支援・移動支援【12.5%】	
日中系サービス(就労系以外)事業(n=11)	短期入所(ショートステイ)【45.5%】	居宅介護【27.3%】	行動援護・計画相談支援・共同生活援助(グループホーム)【18.2%】
居住系サービス事業所(n=4)	計画相談支援【50.0%】	短期入所(ショートステイ)・居宅介護・施設入所支援・生活介護【25.0%】	
相談支援(n=5)	計画相談支援【60.0%】	居宅介護・共同生活援助(グループホーム)【40.0%】	重度訪問介護・行動援護・短期入所(ショートステイ)・施設入所支援・宿泊型自立訓練・地域移行支援・地域定着支援・日中一時【20.0%】
児童系サービス事業所(n=7)	短期入所(ショートステイ)・障害児相談支援【28.6%】	居宅介護・行動援護・同行援護・施設入所支援・計画相談支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援・移動支援・日中一時【14.3%】	
地域生活支援事業(n=7)	短期入所(ショートステイ)【28.6%】	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・施設入所支援・就労継続支援B型自立生活援助・計画相談支援【14.3%】	

(7) 経営上の課題（上位のみ掲載・複数回答あり）

野洲市の事業所が抱えている経営上の課題は「支援員の確保」が70.7%と最も高く、次いで「報酬単価の低さ」が48.8%、「利用者の確保」が43.9%となっています。

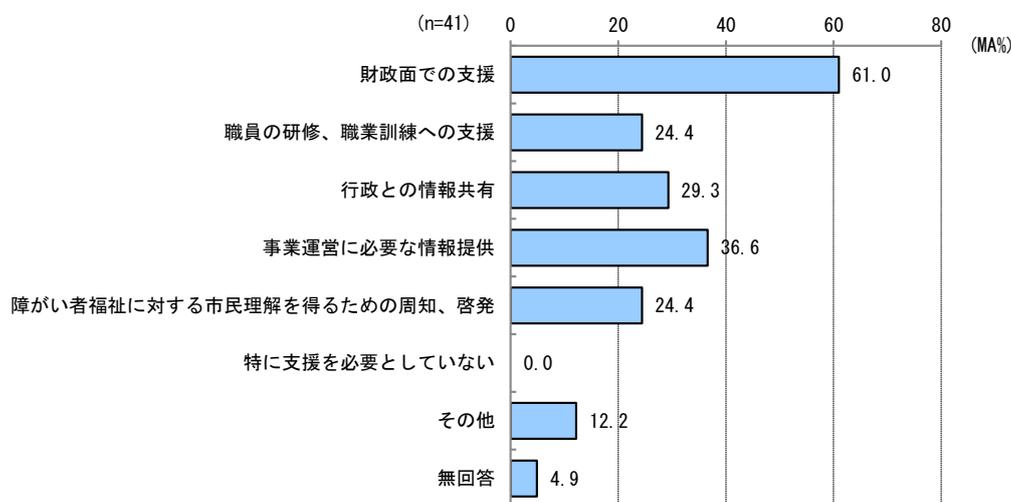
事業種別にみると、日中活動系サービス（就労系）事業所以外の事業所が「支援員の確保」を1位としています。また、全ての事業所が「報酬単価の低さ」を3位以内に課題として挙げています。



	1位	2位	3位
全体(n=41)	支援員の確保【70.7%】	報酬単価の低さ【48.8%】	サービスの内容や質の向上【43.9%】
訪問系サービス事業所(n=9)	支援員の確保【55.6%】	サービスの内容や質の向上、利用者の確保【33.3%】	報酬単価の低さ【22.2%】 職員の資質向上【22.2%】
日中系サービス(就労系)事業所(n=8)	報酬単価の低さ【75.0%】	利用者の確保・支援員の確保【62.5%】	サービスの内容や質の向上【50.0%】
日中系サービス(就労系以外)事業所(n=11)	支援員の確保【90.9%】	報酬単価の低さ【63.6%】	サービスの内容や質の向上【54.5%】
居住系サービス事業所(n=4)	支援員の確保、報酬単価の低さ【75.0%】	サービスの内容や質の向上【50.0%】	利用者の確保、労働条件の改善、施設・設備の改善、事業運営のための情報の入手、市等関係機関との連携、市民、近隣住民の理解、経営ノウハウの習得【25.0%】
相談支援(n=5)	支援員の確保【80.0%】	事務職員の確保、職員の資質向上、報酬単価の低さ【60.0%】	利用者の確保、事務作業量増大への対応【40.0%】
児童系サービス事業所(n=7)	支援員の確保【85.7%】	報酬単価の低さ【57.1%】	利用者の確保、サービスの内容や質の向上、市等関係機関との連携【42.9%】
地域生活支援事業(n=7)	支援員の確保【85.7%】	利用者の確保、サービスの内容や質の向上、職員の資質向上【42.9%】	事務職員の確保、労働条件の改善、市等関係機関との連携、報酬単価の低さ【28.6%】

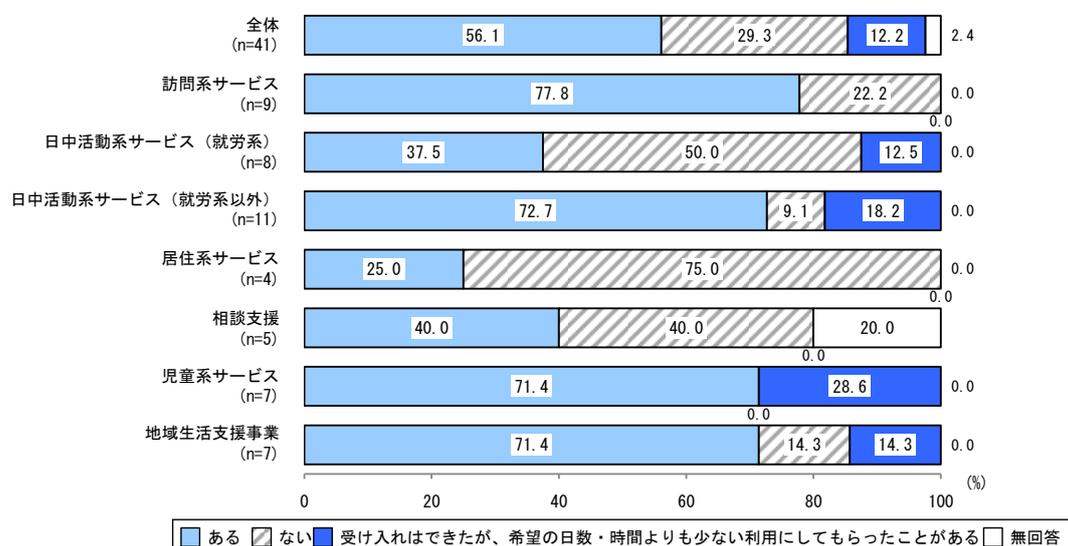
(8) 必要な関係機関の支援（複数回答あり）

事業所が必要としている関係機関からの支援は、財政面での支援が最も高くおよそ6割を占めており、その他には事業運営に必要な情報提供や行政との情報共有が望まれています。支援を必要としていない事業所は無回答を除き 0.0%となっています。



(9) 受け入れ（事業提供）ができなかったこと

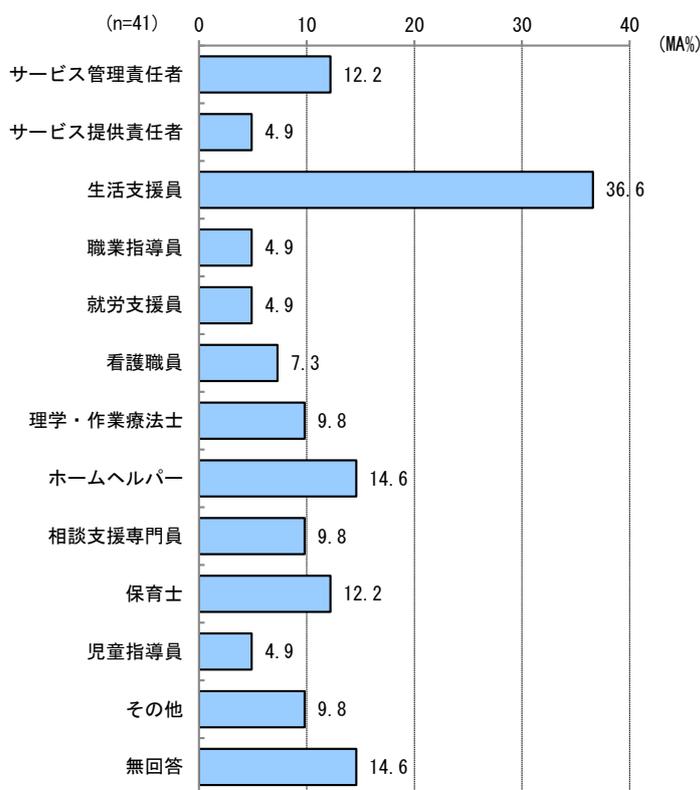
受け入れ（事業提供）ができなかったことの有無を事業種別にみると、「ある」と回答された割合が訪問系サービス、日中活動系サービス（就労系以外）、児童系サービス、地域生活支援事業は 70%を超えています。また、日中活動系サービス（就労系）、日中活動系サービス（就労系以外）、児童系サービス、地域生活支援事業のみ「受け入れはできたが、希望の日数・時間よりも少ない時間にしてもらったことがある」の回答があり、条件によっては受け入れが可能という結果となっています。



(10) 不足している人材（複数回答あり）

不足している人材について事業種別にみると、生活支援員が36.6%と最も多くなっています。

また、訪問系サービス事業所はホームヘルパー、相談支援事業所は相談支援専門員、児童系サービス事業所は理学・作業療法士と保育士となっており、事業種により求められる人材は大きく異なります。



	1位	2位	3位
全体(n=41)	生活支援員【36.6%】	ホームヘルパー【14.6%】	サービス管理責任者 保育士【12.2%】
訪問系サービス事業所 (n=9)	ホームヘルパー 【66.7%】	サービス提供責任者、生活支援員 相談支援専門員【11.1%】	
日中系サービス(就労系)事業所(n=8)	生活支援員 50.0%】	サービス管理責任者 【37.5%】	職業指導員、就労支援員【25.0%】
日中系サービス(就労系以外)事業所(n=11)	生活支援員【81.8%】	看護職員、保育士 【18.2%】	サービス管理責任者、就労支援員、理学・作業療法士【9.1%】
居住系サービス事業所 (n=4)	生活支援員【75.0%】	看護職員【25.0%】	
相談支援 (n=5)	相談支援専門員 【60.0%】	サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、 就労支援員【20.0%】	
児童系サービス事業所 (n=7)	理学・作業療法士 保育士【57.1%】	看護職員、児童指導員 【28.6%】	サービス管理責任者、 生活支援員【14.3%】
地域生活支援事業 (n=7)	生活支援員【42.9%】	ホームヘルパー 【28.6%】	相談支援専門員 【14.3%】

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の基本方針

障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障がい者の地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、「①施設入所者の地域生活への移行」「②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「③地域生活支援の充実」「④福祉施設から一般就労への移行等」「⑤相談支援体制の充実・強化等」「⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」「⑦障がい児支援の提供体制の整備等」の7つについて目標（成果目標）を設定することとしています。

また、目標の達成に向けて、定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）として、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量や確保のための方策を定めることとしています。

本市では、国の基本指針及び県の方針を踏まえるとともに、障害福祉計画及び障害児福祉計画の実績や本市の現状と課題を勘案し、令和8年度を目標年度とする成果目標及び令和6年度から令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の見込量を定めます。総合的かつ計画的に、障害福祉サービス等を提供するための体制を確保することにより、障害者基本計画の基本理念及び基本目標の実現を目指します。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は内容について関係性が深いことから、一体的に策定するものとします。

【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しの主な事項】

基本指針見直しの主なポイント

1. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築
3. 福祉施設から一般就労への移行等
4. 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
5. 発達障がい者等支援の一層の充実
6. 地域における相談支援体制の充実強化
7. 障がい者等に対する虐待の防止
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組
9. 障害福祉サービスの質の確保
10. 障害福祉人材の確保・定着
11. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
12. 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
13. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
14. その他：地方分権提案に対する対応

2 第7期野洲市障がい福祉計画における数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市における第6期計画期間中の地域移行者数は0人であり、また障害福祉施設入所者数も令和元年度時点より増加しています。

【第6期計画の目標値と実績値】

地域移行者数		数値
令和元年度末時点の施設入所者数	(A)	21人
令和5年度末までの累計地域生活移行者数【目標値】	(A)の4.7%	1人
令和4年度末までの累計地域生活移行者数(実績値)		0人

施設入所者数		数値
令和元年度末時点の施設入所者数	(A)	21人
(A)の0%	(B)	0人
令和5年度末における施設入所者数【目標値】	(A)-(B)	21人
令和4年度末における施設入所者数(実績値)		28人

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行 ②令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を令和8年度末までに削減
------	---

第7期計画においては、地域移行(入所施設から地域グループホームや自宅等)は、地域移行支援事業所が現在市内に1箇所のみであり、近年利用実績もないことから、サービスの周知や利用促進を図ります。

目標値としては、第6期の計画と同様に1人(逆算すると3.5%)で目標設定を行いました。

また、施設入所者も高齢化・重度化が進んでおり、さらに長年住み慣れた施設で安定した生活を過ごされているため、地域への移行は慎重に進める必要があります。

本市においては、グループホームの開設が増えているため、できるだけグループホームの利用につながりますが、グループホームの場合、障害の重度化や高齢化で日中活動事業所へ通えなくなれば、日中支援型のグループホームを新たに探す必要があるという課題もあります。

また、重度の障害や医療的ケアのある方は、施設入所を希望される場合が多く、本市では施設入所者数を維持する方向で第6期の計画と同様に削減を0人で目標を設定しました。

野洲市の成果目標	第7期目標値
地域移行者数	1人
施設入所者数の削減	0人

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
グループホームの整備	グループホームの整備促進	知的障がいや精神障がいのある人の施設入所または入院から、地域生活への移行を推進し、自立した生活を支援するため、その生活基盤となるグループホームの整備を促進し、国や県の補助金活用により必要な支援を行います。
地域移行・地域定着のための支援	地域移行支援・地域定着支援の利用促進	障害福祉施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人が地域生活に移行するために、地域移行支援・地域定着支援のサービスを周知及び利用促進を図り、地域生活の実現を促進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

湖南圏域において精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議会が設置されており、精神医療福祉に対応した地域包括ケアシステムの構築に関する協議会や部会に複数名体制でそれぞれが参加しています。

また、湖南圏域措置入院、長期入院者の退院及び湖南圏域精神保健医療福祉チーム会議に参加し、病院と地域の連携や長期入院者の地域移行の促進について検討しています。

【第6期計画の目標値と実績値】

	第6期計画 目標値	令和4年度 実績値
保健・医療・福祉関係者による協議の場(圏域)の設置	1か所	1か所
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3人/回	3人/回
「精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会」の参加	1回/年	1回/年

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ②精神病床における1年以上入院患者数 ③精神病床における早期退院率 3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
------	--

第7期計画の目標について、精神病床からの退院後の日数の目標は都道府県単位で目標設定されるものであるため、市の目標は国の活動指標から設定します。

引き続き、湖南圏域において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を開催するとともに関係者の参加を促進します。

野洲市の成果目標	第7期目標値
保健・医療・福祉関係者による協議の場(圏域)の設置	1か所
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	3人/回
「精神保健医療福祉に対応した地域包括ケアシステム推進協議会」の参加	1回/年

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
医療機関・関係機関との連携の強化	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	精神障がいのある人が地域の一員としてともに安心して暮らすことができるよう、保健、医療や福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による相談・支援体制の整備に努めます。
地域移行・地域定着のための支援	地域移行支援・地域定着支援の利用促進	障害福祉施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人が地域生活に移行するために、地域移行支援・地域定着支援のサービスを周知及び利用の促進を図り、地域生活の実現を促進します。

（3）地域生活支援の充実

令和5年度末までに地域生活支援拠点を整備するため、現在、湖南4市（草津市、守山市、栗東市、野洲市）で協議を進めています。

【第6期計画の目標値と実績値】

	目標値	実績値
地域生活支援拠点の整備	1か所	1か所 (見込)
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	1回/年	0回/年

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	<p>①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する</p> <p>②各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める【新規】</p>
------	---

第7期計画においては、地域生活支援拠点を運営し、年1回以上関係機関と運営状況の検証・検討を行うとともに、強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握と支援体制の整備を進めます。

野洲市の成果目標	第7期目標値
地域生活支援拠点の整備	1か所
強度行動障がいのある人の支援ニーズの把握と支援体制の整備【新規】 ・湖南地域障害児・者サービス調整会議の部会(行動支援ネット)の開催回数	4回/年

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
相談支援体制の充実	地域生活支援拠点等の整備	急病でご家族が介助を行えない場合など緊急時でも安心して生活できる受入体制や、グループホームの体験利用など、湖南圏域の社会資源を活用しながら、目的ごとに役割をもって地域生活支援拠点を整備します。
野洲市障がい者自立支援協議会の強化	野洲市障がい者自立支援協議会の開催	障がいのある人に関する保健、医療、福祉、教育、就労に係る各種関係機関や当事者団体による総合調整と連携強化を図りつつ、福祉施策の効果的な推進をめざし、障害者総合支援法に基づく「野洲市障がい者自立支援協議会」を定期的に開催し、施策の効果的な推進を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、現在、就労移行支援事業所が1か所、就労定着支援事業所が2か所あり、障害福祉施設から一般就労へつながるよう関係機関と連携しています。

【第6期計画の目標値と実績値】

	目標値	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度
一般就労への移行者数	23人	1人	7人
就労移行支援利用者数	21人	0人	2人
就労継続支援 A 型利用者数	2人	0人	3人
就労継続支援 B 型利用者数	4人	1人	2人
就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した就労定着支援事業利用者数	19人	2人	7人
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	70%	0%	50%

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	<p>①就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること(就労移行支援事業:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型:1.28倍以上)</p> <p>②就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること【新規】</p> <p>③就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とすること</p> <p>④就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること</p>
------	--

第7期計画においては、国の指針で示された数値を目標値として一般就労に移行することを目指すとともに、就労移行支援事業及び就労定着支援事業の利用促進を進めます。

※国の指針では、令和3年度実績を基準としていますが、本市においては令和3年度実績が過去実績と比較して極端に低いことから、令和4年度を基準として設定しています。

野洲市の 成果目標	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	合計
令和4年度の 移行者数(A)	2人	3人	2人	7人
第7期目標値	(A)*1.31倍以上	(A)*1.29倍以上	(A)*1.28倍以上	(A)*1.28倍以上
	3人	4人	3人	10人

野洲市の 成果目標		第7期目標値
野洲市における就労移行支援事業所数 (A)		1事業所
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労の移行率が5割以上の事業所の割合を5割以上とする【 目標値 】【 新規 】	(A)の5割上	1事業所
令和4年度の就労定着支援事業所の利用者数 (B)		7人
令和8年度の就労定着支援事業所の利用者数【 目標値 】	(B)*1.41倍以上	10人
野洲市における就労定着支援事業所数 (C)		2事業所
令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする【 目標値 】	(C)の2割5分以上	1事業所

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
就労機会・場の 拡大及び支援体制の充実	就労支援体制の充実	<p>湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、障害者職業センター、ハローワーク(やすワークを含む)、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業、行政などの関係機関との連携強化を図り、就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>湖南地域障害者働き・暮らし応援センターに就労サポーターや職場開拓員を配置し、障がいのある人の職業相談、職場開拓、職場定着支援等に取り組みます。</p> <p>生活困窮者支援事業と連携し、発達に何らかの支援を必要とする人が社会参加や就労に必要な力を高められるように、小集団での活動の場を提供します。</p>
	就労移行支援・就労定着支援の取組	<p>一般就労を希望している障がいのある人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用を促進します。</p> <p>また、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化等により生活面に課題が生じた場合、継続した就労を行うための就労定着支援の利用を促進します。</p>

（５）相談支援体制の充実・強化等

本市の相談支援体制は、障がい者自立支援課の課内室である地域生活支援室を中心に一般相談窓口として2か所の事業所に委託をしています。また、計画相談支援事業所を8か所指定しています。

【第6期計画の目標値と実績値】

		目標値	実績値
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件／年	0件／年
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件／年	0件／年
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回／年	3回／年
計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	20人／年	21人／年

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	①令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、体制を確保することを基本とする 【新規】
------	---

第7期計画においては、本市では、基幹相談支援センターが設置できていないため、令和8年度を目標に設置を進めます。

また、障がい者自立支援協議会の専門部会において、個別事例の検討を行います。

野洲市の成果目標	第7期目標値
基幹相談支援センターの設置	1か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件／年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件／年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施回数	4回／年
障がい者自立支援協議会の専門部会で検討した個別事例の件数【新規】	4件／年

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
相談支援体制の充実	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの役割や必要性について、市内の計画相談事業所と認識の共有を図り、あるべき方向性について協議・検討します。
	地域での相談体制の充実と切れ目のない相談支援体制の確立	地域に住む障がいのある人の身近な相談窓口として、引き続き民生委員・児童委員、社会福祉協議会に協力要請を行い、障がいのある人のニーズの把握や福祉サービスにつなげることができる「断らない相談支援」体制をつくります。 また、障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら、関係機関間だけでなくサービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と顕密な連携を図り、相談支援のネットワークの構築に努めます。
	関係機関の相互の連携	多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、市の関係課、相談支援事業所、保健所、就労支援機関等の相談機関が相互に連携して取り組みます。

（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

滋賀県が実施する研修には毎年市の職員が参加していますが、自立支援審査支払等システムの分析結果の共有が進んでいない状況です。

【第6期計画の目標値と実績値】

		目標値	実績値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人/年	4人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	2回/年	0回/年

【第7期計画の成果目標と目標値】

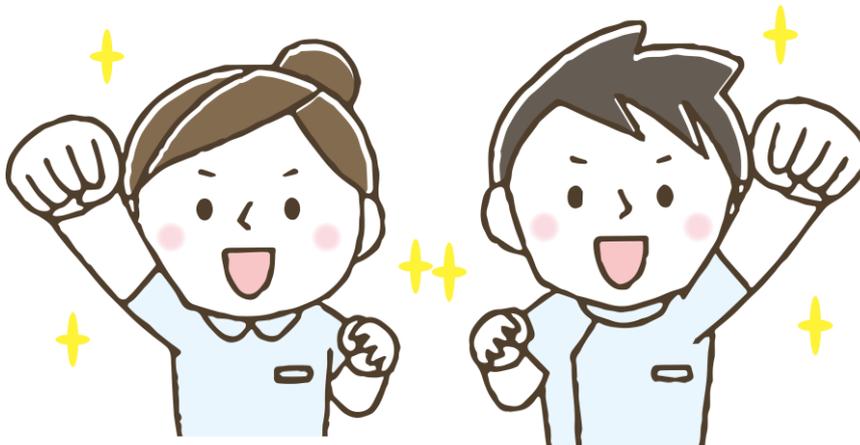
国の指針	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修に参加する職員数の見込みを設定すること ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数を見込みを設定すること
------	---

第7期計画においては、引き続き、滋賀県の実施する研修へ参加するとともに、自立支援審査支払等システムの分析結果の共有を行いサービスの質の向上に努めます。

野洲市の成果目標	第7期目標値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等や市町職員に対して実施する研修の参加人数	4人／年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する(実施回数)	2回／年

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策	具体的な内容
自立支援給付サービスの充実 専門的人材の確保と質の向上	障がいのある人の在宅生活を支援するため、サービス事業者に対し、適切かつ必要なサービスを提供するよう働きかけるとともに、専門的人材の確保と質の向上を図るよう働きかけます。



3 第3期野洲市障がい児福祉計画における数値目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、令和5年度に児童発達支援センターを設置しました。

また、湖南地域障害児・者サービス調整会議において「重度心身障がい児者・医療的ケア児等支援推進チーム」を立ち上げ課題の把握、施策の検討を進めています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは未配置です。

【第6期計画の目標値と実績値】

	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援の事業所数	1か所	2か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	未配置

【第7期計画の成果目標と目標値】

国の指針	<p>①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする</p> <p>②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする</p> <p>③保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする</p>
------	--

第7期計画においては、児童発達支援センターを継続して運営し、保育所等訪問支援を実施するなど、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を進めます。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、医療的ケア児が増加傾向にあることから事業所数を増やす目標としています。

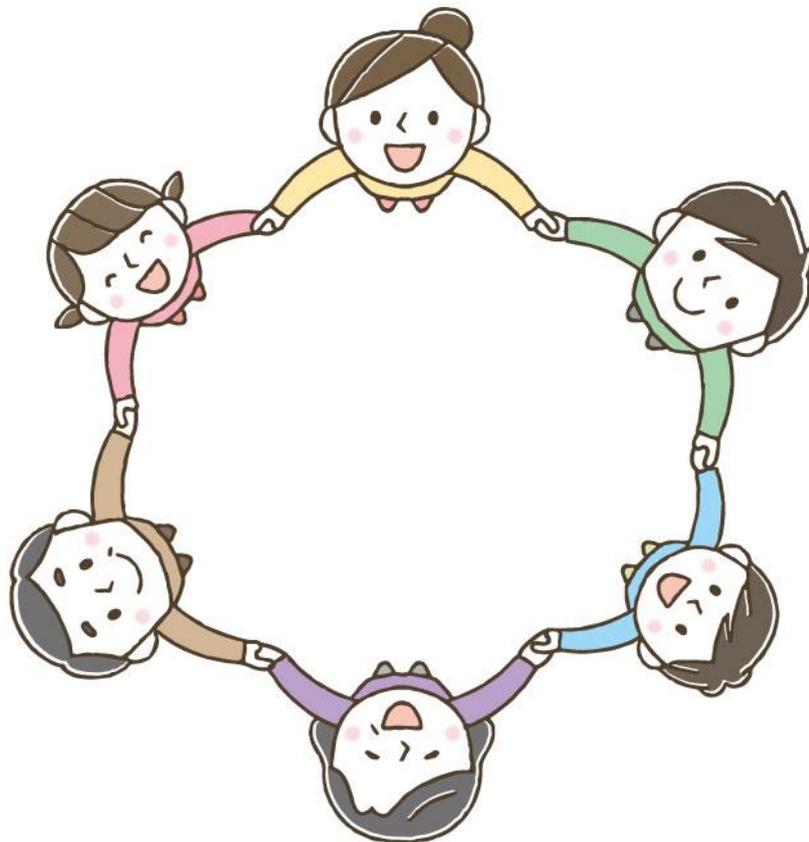
医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、現状で未配置であるため、圏域での配置を含め、市内の関係機関(障がい者自立支援課、発達支援センター、健康推進課)で配置について検討します。

また、滋賀県が主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を推進します。

野洲市の成果目標	第7期目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の事業所数 (障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築)	2か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	2か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2か所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
児童発達支援の充実	児等発達支援の充実	発達に支援を必要とする子どもが必要な時期に療育教室に通えるよう、児童発達支援センターを中核とした療育支援体制の充実を図ります。特に、在宅児の早期療育の充実と園へのコンサルテーション機能の強化を図ります。
保育・教育における支援体制の充実	保育所等訪問支援の実施	市内の保育所・幼稚園・こども園への巡回相談等による指導助言を通じ、児童・生徒が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。



4 障害福祉サービスの見込量と方策

(注) 利用状況及び見込量は、1か月当たりの平均値(令和5年度の実績値は見込み)です。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6(児童については区分3相当)で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【訪問系サービスの利用状況と見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人員	135	132	136	138	139	141
	時間	2,202	2,080	2,218	2,346	2,363	2,425
重度訪問介護	実人員	5	6	6	6	6	7
	時間	1,459	1,733	1,752	1,776	1,782	2,081
同行援護	実人員	6	6	6	6	6	6
	時間	125	140	140	140	140	140
行動援護	実人員	16	17	18	19	20	22
	時間	463	485	525	574	604	664
重度障害者等包括支援	実人員	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

見込量確保のための方策

訪問系サービスは、在宅生活を支援する重要なサービスであり、必要とする人が円滑に利用できるよう、相談支援事業との連携に努めます。

訪問系サービスは、事業所へのアンケートによるとヘルパー等の人材不足が課題となり、利用を断るケースも見受けられます。一方で、家族等の支援者の高齢化や障害の重度化により、サービス利用者数や1人あたりの利用時間は増加が見込まれます。

引き続き、ヘルパーの確保や事業所の積極的な参入を促す情報提供等を行うとともに、重度の障がいのある人等に対応できるよう研修等の案内を行うなど専門性の向上を図り、必要なサービス量の確保を目指します。

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
自立支援給付サービス の充実	訪問によるサービス提供体制の充実	居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの訪問系サービス提供体制の充実を図り、安定した在宅での生活を支援します。
	専門的人材の確保と質の向上	障がいのある人の在宅生活を支援するため、サービス事業者に対し、適切かつ必要なサービスを提供するよう働きかけるとともに、専門的人材の確保と質の向上を図るように働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型(雇用型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型(非雇用型)	就労経験がある人で年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
就労選択支援 (令和7年度 施行予定)	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所(ショートステイ)	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害福祉施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【日中活動系サービスの利用状況と見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 *	実人員	127	131	132	134 (2)	136 (2)	138 (2)
	人日	2,352	2,394	2,412	2,448 (36)	2,484 (36)	2,520 (36)
自立訓練 (機能訓練)	実人員	1	1	1	1	1	1
	人日	19	16	19	19	19	19
自立訓練 (生活訓練)	実人員	3	3	2	2	2	2
	人日	34	43	22	22	22	22
就労移行支援	実人員	19	22	22	24	26	28
	人日	317	349	350	381	413	445
就労継続支援 A型	実人員	23	26	27	29	31	33
	人日	429	516	540	574	613	653
就労継続支援 B型 *	実人員	149	160	164	168 (4)	172 (4)	176 (4)
	人日	2,453	2,676	2,722	2,789 (67)	2,855 (67)	2,922 (67)
就労定着支援	実人員	10	10	10	10	10	10
就労選択支援	実人員					18	18
療養介護	実人員	9	9	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	実人員	25	24	27	29	31	33
	人日	82	65	79	87	93	99
短期入所 (医療型)	実人員	4	5	5	6	6	7
	人日	14	17	20	23	26	29

*第6期から国の指針により、生活介護及び就労継続支援B型の()内は、新規利用者の数値を表しています。

見込量確保のための方策

日中活動系サービスの、生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)といった障がいのある人が日中に活動する場、自立して暮らすための就労に関するサービスの利用が増加しています。

また、緊急時の受入れや家族等のレスパイトケアとなり得る短期入所(福祉型・医療型)の利用も増加しており、今後も利用者が増加することを見込んでいます。

就労定着支援や療養介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)については、利用者の変動が大きいことから、一定数での利用を見込んでいます。

令和7年度より創設される「就労選択支援」により、障がいのある人の希望や特性に応じた多様な働き方ができるよう支援を行います。(見込量は、特別支援学校卒業生と就労アセスメント実績より算出)

特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がいの人が希望するサービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保及び、安定したサービスの提供につなげるための人材の確保・育成を支援し、日中活動系サービスの拡充に努めます。

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
自立支援給付サービスの充実	日中活動に関するサービス提供体制の充実	日中に支援が必要な障がいのある人の把握に努め、社会との交流や創作活動など、見守りや社会に適應するための訓練等の日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、療養介護など)の充実を図り、自立した生活を支援します。
	短期入所(ショートステイ)事業の拡大	介助する人の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭での介助が困難となった場合の支援として、短期入所事業の充実を図るため、社会福祉法人、医療法人等の民間事業所へ働きかけます。
	専門的人材の確保と質の向上	障がいのある人の在宅生活を支援するため、サービス事業者に対し、適切かつ必要なサービスを提供するよう働きかけるとともに、専門的人材の確保と質の向上を図るように働きかけます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障害福祉施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。
施設入所支援	生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【居住系サービスの利用状況と見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	単位	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人	1	2	1	2	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	人	41	56	66	71	76	81
	箇所数	6	9	11	12	13	14
施設入所支援 ※	人	27	28	28	29 (1)	30 (1)	30 (0)
地域生活支援拠点等	設置箇所数	0	0	1	1	1	1
	検証及び検討の実施回数	0	0	0	1	1	1

*第6期から国の指針により、施設入所支援の()内は、新規利用者の数値を表しています。

※施設入所支援は県外入所者も含む

見込量確保のための方策

共同生活援助については、地域生活への移行を目指す中において重要な住まいであるため、利用者から大きなニーズがあり、今後も一定の伸びが予測されることから確保に努めます。

施設入所支援については、施設から地域への移行を進める一方で、重度障がいの人や医療的ケアが必要な人など、施設での生活が必要な人もおられ、また、令和5年度現在で施設の空きを待つ待機者も一定数おられることから、利用者の微増を見込んでいます。

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
グループホームの整備	グループホームの整備促進	知的障がいや精神障がいのある人の施設入所または入院から、地域生活への移行を推進し、自立した生活を支援するため、その生活基盤となるグループホームの整備を促進し、国や県の補助金活用により必要な支援を行います。
	入居・入所支援の推進	障害の高度化・重度化、親亡き後への備えあるいは親元からの自立に当たり、グループホームや施設等への入所が必要な場合には、情報提供など可能な支援を検討します。
地域移行・地域定着のための支援	地域移行支援・地域定着支援の利用促進	障害福祉施設や精神科病院に入所、入院している障がいのある人が地域生活に移行するために、地域移行支援・地域定着支援のサービスを周知及び利用の促進を図り、地域生活の実現を促進します。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	市が指定する特定相談支援事業者が介護給付等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勧奨し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します(モニタリング)。
地域移行支援	障害福祉施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【相談支援サービスの利用状況と見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画相談支援	人	158	164	170	176
	箇所数	7	8	8	8	8	9
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	2	1	1	2	2	2

見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての人に計画相談を実施する必要があるため、今後も利用者が増加すると見込んでいます。アンケート結果にもあるように計画相談支援事業所が不足しているため、その確保と相談支援専門員の確保及び研修の実施や情報提供による育成支援を行います。

地域移行支援は利用の実績がありませんが、地域移行を進める上で必要な支援であるため、地域定着支援と併せてサービスの周知・利用促進を図ります。

<参考：関連施策（第2次野洲市障がい者基本計画）>

施策		具体的な内容
相談支援体制の充実	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの役割や必要性について、市内の計画相談事業所と認識の共有を図り、あるべき方向性について協議・検討します。
	地域での相談体制の充実と切れ目のない相談支援体制の確立	地域に住む障がいのある人の身近な相談窓口として、引き続き民生委員・児童委員、社会福祉協議会に協力要請を行い、障がいのある人のニーズの把握や福祉サービスにつなげることができる「断らない相談支援」体制をつくります。 また、障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら、関係機関間だけでなくサービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と顕密な連携を図り、相談支援のネットワークの構築に努めます。
	関係機関の相互の連携	多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、市の関係課、相談支援事業所、保健所、就労支援機関等の相談機関が相互に連携して取り組みます。



5 地域生活支援事業の見込量と方策

(注) サービスの実施計画は、令和3年～令和4年度は実績、令和5年～令和8年度は見込みの数値です。

(1) 必須事業

サービス名		内容
理解促進研修・啓発事業		障害や障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民に対して研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。
自発的活動支援事業		障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行います。
相談支援事業	相談支援事業	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
	基幹相談支援センター	権利擁護・虐待防止に関する相談を含む総合的・専門的な相談支援を実施し、地域移行・地域定着の促進や身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障がいのある人等の為に、成年後見制度の利用にあたっての支援や必要となる経費の一部の助成を行います。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッドなど。
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など。
	在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計など。
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽頭、聴覚障害者用情報受信装置など。
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ、収尿器など。
	居宅生活動作補助用具	障がいのある人等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター (Ⅰ型・Ⅱ型)		Ⅰ型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 Ⅱ型では、地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

①理解度促進研修・啓発事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

見込量確保のための方策

障害や障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民に対して研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

②自発的活動支援事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

見込量確保のための方策

障がいのある人が身近な地域で安心して生活できるよう、地域の資源と連携して自発的な活動を働きかけるなど、地域の団体等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対する支援について引き続き検討していきます。

③相談支援事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施箇所数	0	0	0	0	0	1

見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、障がいのある人やその家族が安心して地域で自立した生活を送るための身近な相談場所として、引き続き実施します。

基幹相談支援センターについては、令和8年度末までに設置し、相談支援事業者や関係機関に対する指導・助言、困難事例への対応などの支援体制の充実を図ります。

住宅入居支援事業については、地域生活への移行・定着のため、環境整備も含め、引き続き検討します。

④成年後見制度利用支援事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5	6	6	7	7	7

見込量確保のための方策

知的障がい者や精神障がい者で、福祉サービスを利用しようとする際にその契約等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により市が成年後見制度の利用を支援します。

引き続き、広報や説明会等により制度の周知を図ります。

⑤意思疎通支援事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用者数	174	142	155	165	175	185
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	養成講座 修了者数	26	18	25	20	25	20

見込量確保のための方策

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業は、近年利用者が減少していますが、令和5年10月から市の事業として手話通訳者の派遣事業を開始したため、利用者は増加すると見込んでいます。

障害者権利条約や障害者差別解消法等により、合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりは社会全体の大きな課題であるため、今後も必要量の確保に努めます。

高齢のろうあ者には読み書きが苦手な人が少なくないため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障害への理解及び交流活動等の促進を図ります。

⑥日常生活用具給付等事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	3	1	2	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	7	6	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	6	10	8	8	8	8
排泄管理支援用具	件	616	531	520	510	500	490
居宅生活動作補助用具	件	0	1	2	2	2	2

見込量確保のための方策

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の在宅生活を支援するため必要に応じた給付を行います。

⑦移動支援事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実利用者数	136	125	138	142	145	148
	実利用時間	9,316	8,667	9,522	9,798	10,005	10,212

見込量確保のための方策

障がい者の社会参加や余暇支援のため、利用者の状況やニーズを踏まえ必要量を見込んでいます。事業者と連携し、継続的にサービスの質と量を確保し、支援の充実に努めます。

⑧地域活動支援センター事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基礎的事業分	箇所	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	113	124	127	131	133	136
地域活動支援センター事業Ⅰ型	箇所 (4市共同)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	106	117	120	123	125	128
地域活動支援センター事業Ⅱ型	箇所 (2市共同)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	7	7	7	8	8	8

*Ⅰ型は、草津市、守山市、栗東市、野洲市の4市共同で事業を実施しています。

*Ⅱ型は、守山市、野洲市の2市共同で事業を実施しています。

見込量確保のための方策

専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスの周知と利用の促進を図ります。

(2) 任意事業

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽では入浴が困難な重度障がい者の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るために、入浴サービスの提供を行います。
日中一時支援事業	障害福祉サービス事業所等において、障がいのある人に活動の場を提供し、見守り、日常生活に必要な世話をします。
スポーツ大会開催事業	障がいのある人たちとその家族がスポーツに親しみ、ともに汗を流し友達の和と笑顔を広げることを目的として開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、市の広報等を点訳や音訳により情報提供します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

①訪問入浴サービス事業

【サービスの実施計画】 (年間)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実人数	1	1	1	1	1	2

見込量確保のための方策

自宅浴槽での入浴が困難な障がいのある人を対象に、引き続き事業を実施します。

②日中一時支援事業

【サービスの実施計画】 (年間)

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実人数	113	93	98	103	108	113

見込量確保のための方策

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行うとともに、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図り、障がいのある人及びその家族への支援の充実に努めます。



③スポーツ大会開催事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
スポーツ大会開催事業	実人数	0	0	81	85	85	85

*令和3年度と令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため未開催

見込量確保のための方策

各種障がいのある人のスポーツ大会等の開催を支援し、障がいのある人の健康づくりや社会参加につなげていきます。

④点字・声の広報等発行事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
点字・声の広報等 発行事業	実人数	点字 9 音声 9	点字 9 音声 9	点字 10 音声 9	点字 10 音声 9	点字 10 音声 9	点字 10 音声 9

見込量確保のための方策

障がいのある人の地域生活を支援するため、わかりやすい情報の発信に努めます。

⑤自動車運転免許取得・改造助成事業

【サービスの実施計画】

(年間)

サービス種別		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	実人数	4	4	3	4	4	4

見込量確保のための方策

障がいのある人の外出を支援するため、免許取得や自動車の改造助成を行います。



6 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの見込量と方策

(注) 利用状況及び見込量は、1か月当たりの平均値(令和5年度の実績値は見込み)です。

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所や小学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービスを利用する障がいのある児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【障がい児支援サービスの利用状況と見込量】 (月平均あたり)

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人員	74	75	76	78	80	82
	人日	200	201	204	209	214	219
医療型児童発達支援 ※	実人員	1	0	0			
	人日	8	0	0			
放課後等デイサービス	実人員	157	182	188	192	196	200
	人日	1,880	2,239	2,312	2,361	2,410	2,460
保育所等訪問支援	実人員	18	18	20	22	24	26
	人日	43	50	54	59	64	70
居宅訪問型児童発達支援	実人員	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	2	2	2
障害児相談支援	人	79	84	88	91	94	97
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1

*医療型児童発達支援は、令和6年度より区分が無くなり児童発達支援に含まれることとなります。

見込量確保のための方策

療育を希望する子どもが増えてきており、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズも高いため、児童発達支援については今後も利用増が見込まれます。市が実施する療育事業については、低年齢児からの早期療育が提供できるよう、受け入れ体制について検討していきます。

第4章 計画の推進

1 庁内の推進体制の整備

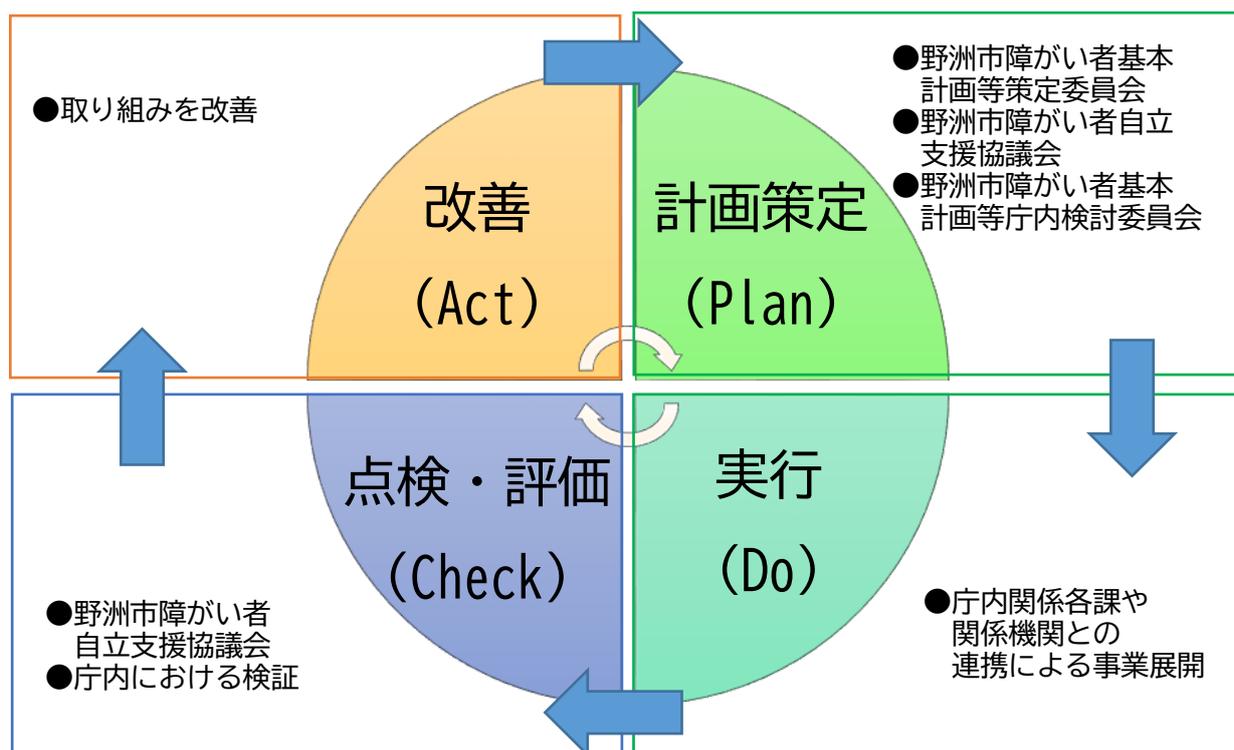
本計画を確実に実施していくために、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「野洲市障がい者自立支援協議会」の意見や提言を受けます。

また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるように研修の機会の確保に努め、職員の障害福祉に関する知識と意欲を高めます。

2 計画の点検・管理体制

本計画の着実な推進を図るため、障がいのある人やその家族、関係団体等との意見交換を行い、関係団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「野洲市障がい者自立支援協議会」及びその専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進します。

また、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その推進状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みを改善する(Act)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



3 県及び近隣市町との調整・協力

障害福祉施策の推進にあたっては、市町の枠を超えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークの構築を図ることで、効率的かつ効果的なサービスの提供等が可能となります。

そのため、県及び近隣市町と連携を図りながら、調整・協力し合い、事業の運営に努めます。

資料編

1 野洲市障がい者基本計画等策定委員会規則

平成30年 3月30日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、野洲市障がい者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会が所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく野洲市障がい者基本計画の策定に関する事項の調査審議等に関する事務。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく野洲市障がい福祉計画の策定に関する事項の調査審議等に関する事務。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条20の規定に基づく野洲市障がい児福祉計画の策定に関する事項の調査審議等に関する事務。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者自立支援課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 野洲市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

所属名	氏名	備考
社会福祉法人野洲市社会福祉協議会	水谷 威彦	委員長
野洲市手をつなぐ育成会	浅田 邦保	副委員長
龍谷大学	樽井 康彦	
野洲市障がい者関係団体連絡協議会	西田 幸夫	
野洲市民生委員児童委員協議会	馬淵 明美	
野洲市精神障害者患者家族会(たんぽぽの会)	西村 順三	
滋賀県南部健康福祉事務所	山本 茂美	
社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲	高野 知行	
滋賀県自閉症協会	高木 節子	
社会福祉法人湖南会 湖南地域障害者生活支援センター	谷 知美	
滋賀県立野洲養護学校	井尻 正志	
湖南地域障害者働き・暮らし応援センター りらく	相馬 佐保	

任期:令和5年8月30日~令和6年3月31日

3 野洲市障がい者基本計画等庁内検討委員会設置要綱

平成18年 8月21日

訓令第10号

改正 平成23年 4月 1日訓令第 4号

(題名改称)

平成24年 3月26日訓令第 1号

平成24年12月18日訓令第 7号

(題名改称)

平成25年 3月29日訓令第 3号

平成30年 3月28日訓令第 4号

平成30年 8月13日訓令第11号

令和 2年 9月 1日訓令第10号

令和 5年 1月24日訓令第 4号

令和 5年 3月31日告示第70号

(設置目的)

第1条 この訓令は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）の基本的理念に基づき、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活保障や社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第11条第3項の規定に基づく野洲市障がい者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく野洲市障がい福祉計画又はそのいずれかの計画（これら又はそのいずれかの計画を「障がい者基本計画等」という。）を策定するにあたり、障害者福祉のあり方を調査・研究するため、野洲市障がい者基本計画等庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することを目的とする。

(平23訓令 4・平24訓令 7・平25訓令 3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障がい者基本計画等の策定に関わる障害者を取り巻く社会環境の現状と課題の調査及び検査に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、障がい者基本計画等の策定に関し、必要と認められる事項の調査、研究及び分析に関すること。

(平23訓令 4・平24訓令 7・一部改正)

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部障がい者自立支援課長とし、副委員長は同部健康推進課長及び同部発達支

援センター所長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる所属の長から推薦のあった者をもって充てる。

- (1) 広報秘書課
- (2) 総務課
- (3) 人権施策推進課
- (4) 市民生活相談課
- (5) 危機管理課
- (6) 文化スポーツ振興課
- (7) 社会福祉課
- (8) こども課
- (9) 高齢福祉課
- (10) 地域包括支援センター
- (11) 住宅課
- (12) 学校教育課
- (13) 生涯学習課

(平23訓令4・平24訓令1・平25訓令3・平30訓令4・平30訓令11・令2訓令10・令5訓令4・令5告示70・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、障がい者基本計画等の策定完了までとする。

(平23訓令4・平24訓令7・一部改正)

(職務)

第5条 委員長は、検討委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 前項の委員長の職務を代理する副委員長は、委員長が予めその順位を定めるものとする。

(平23訓令4・一部改正)

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平23訓令4・一部改正)

(庶務)

第7条 庶務は、健康福祉部障がい者自立支援課において処理する。

(平23訓令4・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めのあるもののほか検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年8月21日から施行する。

付 則（平成23年訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年訓令第7号）

この訓令は、平成24年12月18日から施行する。

付 則（平成25年訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成30年訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年訓令第11号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和2年訓令第10号）

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

付 則（令和5年訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年告示第70号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

4 野洲市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成17年4月1日

告示第30号

改正 平成20年4月1日告示第87号

(題名改称)

平成21年3月26日告示第42号

平成22年4月1日告示第109号

平成24年12月18日告示第186号

平成25年4月1日告示第54号

平成28年3月29日告示第59号

(題名改称)

平成29年3月17日告示第25号

平成29年12月28日告示第151号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき設置する野洲市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(平25告示54・全改、平28告示59・一部改正)

(構成者)

第2条 協議会は、次に掲げる機関（以下「構成機関」という。）の関係者をもって組織する。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (4) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (5) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- (6) 保健・医療関係機関
- (7) 教育・雇用関係機関
- (8) 障がい者関係団体
- (9) 関係行政機関
- (10) その他の関係機関

(平20告示87・平25告示54・平29告示151・一部改正)

(事業内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談活動等を通じ、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）のニーズの把握、障害者等に関する福祉、保健、医療等に係るサービス（以下「サービス」という。）の充足状況及びサービスの問題点の把握並びに課題の整理及び課題の解決のための検討
- (2) サービス提供後の評価の実施、新たなサービスメニュー及び施策の検討
- (3) 構成機関の交流、情報の共有化及び学習の場の提供
- (4) 障がい者基本計画等の評価及び進行管理についての協議・検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の支援体制の整備に関して必要な事業

(平20告示87・平24告示186・平25告示54・平28告示59・平29告示151・一部改正)

(会議)

第4条 協議会は、1年度当たり4回程度の構成機関の関係者による定例会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

2 会議は、健康福祉部長が招集する。

3 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、開催できるものとする。

（平20告示87・平21告示42・平22告示109・平29告示25・平29告示151・一部改正）

（秘密の保持）

第5条 協議会の構成機関の関係者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について他に漏らしてはならない。

（平20告示87・追加）

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者自立支援課において処理する。

（平20告示87・旧第5条線下・一部改正、平21告示42・一部改正）

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

（平20告示87・旧第6条線下・一部改正）

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第87号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年告示第42号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第109号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年告示第186号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成24年12月18日から施行する。

付 則（平成25年告示第54号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（野洲市障がい者就労体験事業実施要綱の一部改正）

2 野洲市障がい者就労体験事業実施要綱（平成22年野洲市告示第196号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成29年告示第25号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年告示第151号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

5 計画策定の経過

日程	会議名等	内容
令和5年8月30日	第1回野洲市障がい者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○国の動向及び指針について ○第6期野洲市障がい福祉計画・第2期野洲市障がい児福祉計画の成果目標と実績について ○障害福祉サービス等の利用状況について ○計画策定に係る事業所アンケートについて
令和5年9月6日～ 令和5年9月27日	事業所アンケート調査の実施	○野洲市の障がい福祉サービス等の提供状況について、現状や課題、今後の方向性を把握し、野洲市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施
令和5年10月31日	第2回野洲市障がい者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所アンケートの結果報告について ○第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（骨子案）について
令和5年11月22日	野洲市障がい者自立支援協議会（障がい福祉計画部会）	○第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（骨子案）の概要説明及び意見交換
令和5年11月27日	野洲市障がい者基本計画等庁内検討委員会	○第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（骨子案）の概要説明及び意見交換
令和5年12月5日	第3回野洲市障がい者基本計画等策定委員会	○第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（素案）について
令和5年12月26日～ 令和6年1月17日	パブリックコメントの実施	○計画策定にあたり、市内公共施設やホームページにおいて計画案を公表し、市内の方の考えや意見を聴取
令和6年2月15日	第4回野洲市障がい者基本計画等策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果について ○第7期野洲市障がい福祉計画・第3期野洲市障がい児福祉計画（案）について

第 7 期野洲市障がい福祉計画

第 3 期野洲市障がい児福祉計画

発行年月：令和 6 年 3 月

発行：野洲市 健康福祉部 障がい者自立支援課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL：077-587-6087 FAX：077-586-2177

※課名と FAX が下記のとおり変わります。（電話番号は変わりません）

課名：障がい福祉課（令和 6 年 4 月 1 日より）

FAX：077-586-2176（令和 6 年 5 月 7 日より）